

# 夫婦間の財産問題に関する EU 国際私法

——EU 規則相互の関係と EU 非加盟国からの視点——

岡 野 祐 子

はじめに

## I. 扶養義務

### 1. 「扶養規則」制定までの経緯

- (1) ブラッセル I 規則
- (2) ハーグ条約・議定書

### 2. 「扶養規則」

- (1) 事項的適用範囲
- (2) 国際裁判管轄
- (3) 準拠法
- (4) 承認・執行

## II. 「扶養規則」適用における問題点

### 1. 地理的適用範囲

- (1) イングランドにおける議論
- (2) 「扶養規則」3条c号但書きと「ブラッセル IIbis 規則」の残余管轄
- (3) EU 非加盟国の管轄規則との関係
- (4) EU 非加盟国への影響

### 2. 「ブラッセル IIbis 規則」の管轄規則との整合性

### 3. フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay

- (1) JKN v JCN 判決
- (2) AB v CB 判決および Mittal v Mittal 判決
- (3) 「ブラッセル I Recast」の与える影響
- (4) 「扶養規則」における裁量的 stay の可否

### 4. 「扶養」と「夫婦財産制」の区別

- (1) 連合王国での取り扱い
  - (2) Van den Boogaard v Laumen 判決
  - (3) Moore v Moore 判決
  - (4) 「扶養規則」の適用範囲に入る財産命令
- Ⅲ. 夫婦財産制
1. 「夫婦財産制規則提案」
    - (1) 事項的適用範囲
    - (2) 国際裁判管轄
    - (3) 準拠法
    - (4) 承認・執行
  2. 「夫婦財産制規則提案」への連合王国の対応
- Ⅳ. EU 規則相互の関係
1. 「ブラッセル IIbis 規則」「扶養規則」「夫婦財産制規則提案」における管轄規則
  2. 「ローマ III 規則」「扶養規則」「夫婦財産制規則提案」における準拠法ルール
  3. 断片化された立法作業のもたらした問題
- Ⅴ. EU 非加盟国からの視点
1. EU 非加盟国に常居所を有する当事者への EU 規則の適用
    - (1) 「扶養規則」
    - (2) 「ブラッセル IIbis 規則」
  2. フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay
    - (1) EU 規則の下での stay の可能性
    - (2) わが国の「中間試案」の国際裁判管轄規則における具体例
    - (3) わが国の「中間試案」における訴訟競合の取り扱いとの関係
- おわりに

## はじめに

EU においては、1999年に発効したアムステルダム条約により、民事事案における司法協力がEUの権限対象となったことを契機として、いわゆる広義の国際私法の統一化が進められてきた。民事および商事事案については、裁判管轄および判決の承認・執行についての「ブラッセル I 規則<sup>(1)</sup> (2002年発効)」とその改正規則である「ブラッセル I Recast (2013年発効)」<sup>(2)</sup>

が、そして準拠法に関しては、契約債務の準拠法に関する「ローマ I 規則<sup>(3)</sup> (2008年発効)」や、契約外債務の準拠法に関する「ローマ II 規則<sup>(4)</sup> (2009年発効)」が、それぞれ成立している。

民事・商事事案に関する作業を追うように、家族法事案についても EU 統一規則策定の作業が行われてきた。すなわち、婚姻および親責任に関する裁判管轄並びに裁判の承認・執行に関する「ブラッセル IIbis 規則<sup>(5)</sup> (2004年発効)」が成立したのに引き続き、離婚の準拠法に関する「ローマ III 規則<sup>(6)</sup> (2010年発効)」が成立している。また夫婦間の財産問題に関

- 
- (1) 「民事及び商事事件における裁判管轄ならびに裁判の承認と執行に関する2000年12月22日の理事会規則 (EC) 44/2001」 Council Regulation (EC) No 44/2001 of 22 December 2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters. [2001] OJ L 12/1. 2002年3月1日発効。
  - (2) Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast). [2012] OJ L 351/1. 2013年1月9日発効。2015年1月10日より施行。
  - (3) Regulation (EC) No 593/2008 of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I). [2008] OJ L 177/6. 2008年7月24日発効。2009年12月17日より施行。
  - (4) Regulation (EC) No 864/2007 of the European Parliament and of the Council of 11 July 2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II). [2007] OJ L 199/40. 2009年1月11日発効。
  - (5) Council Regulation (EC) No. 2201/2003 of 27 November 2003 concerning jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and the matters of parental responsibility, repealing Regulation (EC) No. 1347/2000. [2003] OJ L 338/1. 2004年8月1日発効。2005年3月1日より施行。
  - (6) Council Regulation (EU) No 1259/2010 of 20 December 2010 implementing enhanced cooperation in the area of the law applicable to divorce and legal separation. [2010] OJ L 343/10. 2010年12月30日発効。2012年6月21

しても、「扶養規則<sup>(7)</sup>（2009年発効）」と、「夫婦財産制に関する規則提案<sup>(8)</sup>（2011年上程：以下では夫婦財産制規則提案）」いわゆる「ローマIV規則提案」が提示されている。

ところで夫婦間の財産問題は、離婚を契機として浮上するケースが多いため、例えば、ある夫婦の離婚に際しての財産問題を解決するためには、「扶養規則」および「夫婦財産制規則提案」のみならず、離婚裁判の管轄や承認・執行を規律する「ブラッセルIIbis規則」や離婚の準拠法に関する「ローマIII規則」も深く関わってくることになる。しかしながら、家族法事案については各国の歴史、風習、宗教などの違いから、規則の統一化の困難さがつとに指摘されてきており、上述の「ローマIII規則」もEU加盟国全会一致での成立はならず、史上初めて適用された「強化された協力（enhanced cooperation）」の方法によりようやく成立している。その結果、2015年7月末の段階で、同規則は28加盟国のうち16か国にのみ適用される状況であって、EU加盟国を二分する形となっている。また後述するように、これらの規則、提案に規定される裁判管轄規則および準拠法ルールが、必ずしも相互の整合性が取れていないとの指摘もある。さらには連合王国のように、同国のイングランド・ウェールズ、およびアイルランドの法域での夫婦間の財産問題に関する従来からの対応がEU規則の基本方

---

日より参加加盟国14ヶ国において施行。その後、リトアニア（2014年5月22日より適用）、ギリシア（2015年7月29日より適用）が参加し、16か国において施行されている。

(7) Council Regulation (EC) No 4/2009 of 18 December 2008 on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and cooperation in matters relating to maintenance obligations. [2009] OJ L 7/1. 2009年1月30日発効。2011年6月18日より施行。

(8) A Proposal for a Regulation on Jurisdiction, Applicable Law, and the Recognition and Enforcement of Decisions, in Matters of Matrimonial Property Regimes. COM (2011) 126 final. 2011年3月16日上程。

針と根本的に異なることから、「夫婦財産制規則提案」にオプト・アウトすることを早々と宣言している国もある。<sup>(9)</sup>

このような現状の下、EU 加盟国内においては、国境を越えた夫婦間の財産問題に関して EU 規則の適用関係が若干複雑な様相を呈しているといえる。本稿では、EU の「扶養規則」と「夫婦財産制規則提案」を取り上げ、離婚に関する「ブラスセル IIbis 規則」や「ローマ III 規則」との関係も含めて、夫婦間の財産問題に関わる EU 規則の、EU 加盟国内での適用における問題をまず考察する。その上でさらに、わが国をはじめとする EU 非加盟国にとって、これらの EU 規則がどのように関わってくるのかを分析し検討したい。<sup>(10)</sup>

## I. 扶 養 義 務

本章では、EU の「扶養規則」に焦点を当て、同規則が成立するまでの経緯、および他の条約、規則との関係を概観し、「扶養規則」の重要なポイントについて考察する。<sup>(11)</sup>

---

(9) なお、これらの EU 規則・提案、および後述のハーグ条約・議定書についての簡単な比較を文末の〈別表〉にまとめたので、適宜参照願いたい。

(10) 欧州委員会は「夫婦財産制規則提案」と同時に「登録パートナーシップの財産関係に関する提案」も上程しているが (Proposal for a Council Regulation on jurisdiction, applicable law and the recognition and enforcement of decisions regarding the property consequences of registered partnerships. COM (2011) 127 final) 本稿では登録パートナーシップに関する財産関係の問題は対象としない。

(11) なお、「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」(2012)にも詳しい情報がある。〈<http://www.moj.go.jp/content/000103358.pdf>〉より入手可。

## 1. 「扶養規則」制定までの経緯

### (1) ブラッセルI規則

家族法の事案に関するルールが最初にEU法上に規律されたのは、2002年発効の「ブラッセルI規則」においてであった。同規則は特別管轄の規定の中に、扶養に関する事案について次のような規定をおいていた。<sup>(12)</sup>

5条：(筆者仮訳)

加盟国内に住所を有する者は、以下の場合には他の加盟国裁判所において訴えられる。

1号：省略

2号：扶養に関する事案においては、扶養権利者が住所または常居所を有する地の裁判所。

事案が人の身分に関する訴訟に付随するものであり、当該裁判所の法廷地法上この事案について管轄が認められる場合には、その裁判所。ただし、当該裁判所の管轄が一方当事者の国籍にのみ基づいている場合はこの限りではない。

このことにより、「ブラッセルI規則」の定める管轄規定に従った加盟国裁判所の下した扶養に関する判決は、同規則の枠組みの中で、他の加盟国において原則として自動的に承認されることとなっていた。「ブラッセルI規則」は、その前身である1968年の「ブラッセルI条約」<sup>(13)</sup>の内容をほぼ同じくして規則化したものであり、同規則第5条2号の規定は、「ブラッ

(12) [2001] OJ L 12/4.

(13) 「民事および商事に関する裁判ならびに裁判の執行に関するブラッセル条約 (ブラッセルI条約)」 The EEC Convention of Sept. 27, 1968 on Jurisdiction and the Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters. [1972] OJ L 299/32.

セルI条約」の同じく第5条2号の規定をそのまま踏襲したものである。本来「ブラッセルI規則」および「ブラッセルI条約」は共に、その対象は、民事および商事事件における裁判管轄並びに判決の承認・執行に関する規則であって、婚姻身分や婚姻関係から生じた財産上の権利については、その適用範囲から明示的に除外されていたのであるが<sup>(14)</sup>、「ブラッセルI条約」においては例外的に扶養義務に関する管轄権、およびその承認・執行についての規定がおかれていた<sup>(15)</sup>。「ブラッセルI条約」を規則化した「ブラッセルI規則」においても扶養義務に関する規定をおく理由として、欧州委員会は、扶養義務もひとたび裁判所によって確認されたならば、他の資産に関する請求と類似の請求であると考えられるからだ<sup>(16)</sup>と説明している。その後、「ブラッセルI規則」の中のこれらの規定は、2009年発効の「扶養規則」<sup>(17)</sup>に取って代わられた。したがって、2013年発効の「ブラッセルI

---

(14) ブラッセルI条約第1条、ブラッセルI規則第1条2項(a)。

(15) ブラッセルI条約の Paul Jenard による報告書 [1979] OJ C 59/1. には、第5条2号の説明として、同条約がある意味において、本稿で後述する条約、すなわち1958年の「子に対する扶養義務についての判決の承認および執行に関する条約」、および1956年の「扶養料の外国における回収に関する条約（ニューヨーク条約）」の延長にあたるものであると述べている。Ibid. 24-25. 同報告書の該当箇所の翻訳として関西国際民事訴訟法研究会「民事および商事に関する裁判管轄並びに判決の執行に関するブラッセル条約公式報告書」国際商事法務第27巻9号（1999）1061頁（田中美保担当）がある。

(16) Maebh Harding, 'The Harmonisation of Private International Law in Europe: Taking the Character out of Family Law?' *Journal of Private International Law* Vol. 7 (2011) No. 1, 203, 210.

Harding は、このことは、EU が離婚問題を扱うに際して、財産問題と他の婚姻破綻を規律する包括的な家族法政策とを分離しようとする最初の兆候であったと指摘している。Ibid.

(17) 「扶養規則」第68条1項。

Recast」には、扶養に関する管轄規定はおかれていない。

(2) ハーグ条約・議定書

EUにおいては、EU内への移民の数が増加したことに伴い、国際家族が増加したこと、他方で離婚率の増加や婚姻外で出生する子の数の増加に伴い、婚姻中に子が出生するという従来の形とは異なる「新しい形態の家族」が増えたこと、との現状が認識されていた<sup>(18)</sup>。しかしながら現実に扶養料を請求するとなると、国境を越えた扶養料請求は、EU加盟国での扶養に関する実質法の大きな違いや、非効率な扶養料回収制度のため、請求者にとっては困難な問題を伴う状況にあった<sup>(19)</sup>。このような背景の下、これらの問題に対処しうる、扶養に関する新たな規則の制定が必要との認識が高まり、2005年12月15日、欧州委員会は扶養義務に関するEU規則制定の提案を提出した<sup>(20)</sup>。これがたたき台となり、2008年のEU「扶養規則」の採択へと結実する。

EUでのこの動きと並行する形で、ハーグ国際私法会議においても扶養義務に関する新しい条約の作成作業が行われていた。この問題に関してはすでに複数の条約が存在していたが、これら既存の複数の条約、すなわちハーグ国際私法会議が作成した、①1956年の「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」<sup>(21)</sup>、②1958年の「子に対する扶養義務についての判決の

---

(18) Burkhard Hess and Stefanie Spancken, 'Setting the Scene – The EU Maintenance Regulation,' in Paul Beaumont, Burkhard Hess, Lara Walker and Stefanie Spancken eds, *The Recovery of maintenance in the EU and Worldwide* (2014), 331.

(19) Ibid.

(20) COM (2005) 649 final. <<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0649:FIN:EN:PDF>> より入手可。

(21) Convention of 24 October 1956 on the law applicable to maintenance ob-



承認および執行に関する条約<sup>(22)</sup>、③1973年の「扶養義務についての判決の承認および執行に関する条約」<sup>(23)</sup>、同じく④1973年の「扶養義務の準拠法に関する条約」<sup>(24)</sup>、および国連が作成した、⑤1956年の「扶養料の外国における回収に関する条約（以下「ニューヨーク条約」）<sup>(25)</sup>」の運用状況に問題があるとの認識の下、2003年から2007年までのハーグの特別委員会において包括的な新条約作成の作業が行われた。

その結果、ハーグ国際私法会議は第21会期最終日の2007年11月23日、「子の養育費およびその他の親族の扶養料の国際的回収に関する条約」<sup>(26)</sup>（以下「2007年ハーグ条約」）<sup>(27)</sup>、および「扶養義務の準拠法に関する議定書」<sup>(28)</sup>（以下「2007年ハーグ議定書」）<sup>(28)</sup>を採択した。同条約および同議定書は、

---

ligations towards children. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt08en.pdf>> より入手可。

(22) Convention of 15 April 1958 on the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations towards children. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt09en.pdf>> より入手可。

(23) Convention on 2 October 1973 on the recognition and enforcement of decisions relating to maintenance obligations. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt23en.pdf>> より入手可。

(24) Convention of 2 October 1973 on the Law Applicable to Maintenance Obligations. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt24en.pdf>> より入手可。

(25) Convention on the Recovery Abroad of Maintenance. Done at New York on 20 June 1956. <[http://www.hcch.net/upload/ny\\_conv\\_e.pdf](http://www.hcch.net/upload/ny_conv_e.pdf)> より入手可。

(26) Convention of 23 November 2007 on the International Recovery of Child Support and Other Forms of Family Maintenance. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt38en.pdf>> より入手可。

(27) Protocol on the Law Applicable to Maintenance Obligations (Concluded 23 November 2007) <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt39en.pdf>> より入手可。

(28) 「2007年ハーグ条約」および「2007年ハーグ議定書」の概要、作成経

扶養義務に関する既存の上述①②③④⑤の条約に取って代わるものと位置づけられる。

他方で、これらのハーグ条約およびハーグ議定書の規定は、同時期にEUで制定作業が行われていた「扶養規則」の規定にも深く関わっている。すなわち「扶養規則」は、その準拠法規定については「2007年ハーグ議定書」の準拠法規定を援用しており（同規則15条）、また、「2007年ハーグ議定書」が採用した、中央当局による国家間の協力制度や、法律扶助等の方針は、「扶養規則」においても反映されている。以下では、「2007年ハーグ条約」および「2007年ハーグ議定書」について、EU加盟国および「扶養規則」との関わりに焦点をおいて概要を示す。

1) 2007年ハーグ条約（2013年1月1日発効）

「2007年ハーグ条約」は、国境を越えた扶養の事案において、扶養料の回収に関しての行政・司法協力体制の構築を目的とするものである<sup>(29)</sup>。具体的には、締約国がそれぞれ中央当局を設立することで締約国間の行政的な協力を促進し、扶養に関する決定の迅速な承認・執行を可能とする簡易な手続きを定め、さらに扶養料請求の申立てに対する法的支援を提供する、という形で目的を達成しようとしている<sup>(30)</sup>。なお本条約は、直接管轄については規定をおかず、各締約国の国内法上の管轄規定によることとしている

---

緯、条文の仮訳については、舟橋伸行「ヘーグ国際私法会議第21会期の概要—扶養料の国際的回収に関する条約及び扶養義務の準拠法に関する議定書—」民事月報63巻7号7頁以下を参照。

(29) 前掲11頁。

(30) 2007年ハーグ条約の概要（Outline）(<<http://www.hcch.net/upload/outline38e.pdf>> より入手可）参照。Paul Beamont, 'International Family Law in Europe — the Maintenance Project, the Hague Conference and the EC: A Triumph of Reverse Subsidiarity,' *RebelsZ* 73 (2009) 509, 514.

(10条3項)。

本条約の締約国間においては、上述②の1958年「子に対する扶養義務についての判決の承認および執行に関する条約」、③の1973年「扶養義務についての判決の承認および執行に関する条約」および⑤の国連の1956年「ニューヨーク条約」について、それらの締約国間における適用範囲が本条約の適用範囲と一致する限度において、本条約がこれらの条約に代わることとなる(48, 49条)。このように、「2007年ハーグ条約」は、扶養料回収の手続的な側面に関しては、従来の既存の条約②③⑤に取って代わる位置づけとなっている。

EU加盟国についていえば、2011年3月31日、理事会はEUが「2007年ハーグ条約」に署名することを決定し<sup>(31)</sup>、同年4月6日、同条約への署名がなされた。さらに同年6月9日、理事会は同条約を承認し<sup>(32)</sup>、同条約は2014年8月1日よりEUにおいて施行された<sup>(33)</sup>。これにより「2007年ハーグ条約」は、デンマークを除くすべてのEU加盟国で適用され<sup>(34)</sup>、さらに配偶者間の扶養(support)にも拡張されることとなった<sup>(35)</sup>。

ちなみに、EUの「扶養規則」は扶養に関する決定の承認・執行や扶養料の回収方法など「2007年ハーグ条約」が対象とする事柄についても規定をおく。その多くは上述したように「2007年ハーグ条約」と類似の規

---

(31) Decision 2011/220/EU, OJ L 93/9.

(32) Decision 2011/432/EU, OJ L 192/39.

(33) EU以外の締約国は、2015年3月現在、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ノルウェイ、ウクライナである。アメリカ合衆国は、本条約作成を率先して推進しており、最初の署名国の1つとなったが、各州の確認と批准が必要なため、国としての批准はまだなされていない。David Hodson, *The International Family Law Practice 3<sup>rd</sup> ed.* (2013), 323.

(34) Decision 2011/432/EU, 前文(15).

(35) Decision 2011/432/EU, Article 4. Peter Stone, *EU Private International Law 3<sup>rd</sup> ed.* (2014), 484.

定となっているものの、具体的な事案への適用に際しては、同条約と「扶養規則」のいずれが優先するかが問題となりうる。この問題に対応するため、「2007年ハーグ条約」は第51条4項において、EUが制定する扶養事案に関する規則は、その制定の先後を問わず、同条約に優先するとの規定をおいている。<sup>(36)</sup>

2) 2007年ハーグ議定書（2013年8月1日発効）

「2007年ハーグ議定書」は、扶養義務の準拠法に関する共通の規定の制定を目的とするもので、扶養義務の準拠法について定めたハーグの従来<sup>(37)</sup>の条約、すなわち上述①の1956年「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」および④の1973年「扶養義務の準拠法に関する条約」を近代化してその準拠法ルールに重要な改正を加え、上述の「2007年ハーグ条約」を補完することを意図したものである。この目的の下、本議定書は、その

---

(36) Article 51 (4):

This Convention shall not affect the application of instruments of a Regional Economic Integration Organisation that is a Party to this Convention, adopted after the conclusion of the Convention, on matters governed by the Convention provided that such instruments do not affect, in the relationship of Member States of the Regional Economic Integration Organisation with other Contracting States, the application of the provisions of the Convention. As concerns the recognition or enforcement of decisions as between Member States of the Regional Economic Integration Organisation, the Convention shall not affect the rules of the Regional Economic Integration Organisation, whether adopted before or after the conclusion of the Convention. <<http://www.hcch.net/upload/conventions/txt38en.pdf>> より入手可。

「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」前掲注(11), 5頁(西谷祐子担当)。

(37) 「2007年ハーグ議定書」の前文、および同議定書の概要(Outline) (<<http://www.hcch.net/upload/outline39e.pdf>> より入手可)のPrimary

締約国間においては、これら①および④の条約に本議定書が代わることを明記しており（18条）、扶養義務の準拠法について、従来の条約①④に取って代わるものとなっている。

EU加盟国についていえば、2009年11月30日、理事会はEUが「2007年ハーグ議定書」を締結することを認める決定をした（Decision 009/941/EC<sup>(38)</sup>）。もっともその時点ではEU以外に「2007年ハーグ議定書」の締約国はなく、同議定書は未発効の状態であった。しかるにEUは、すでに2009年1月30日に発効している「扶養規則」において、その準拠法規則については「扶養義務の準拠法は、『2007年ハーグ議定書』に従って決定されなければならない（15条）」と規定していた。そこでEUは上述の理事会決定において、「2007年ハーグ議定書」第22条の規定にかかわらず、同議定書の発効前であったとしても、「扶養規則」の適用日である2011年6月18日以降は、同規則適用に際しては暫定的に「2007年ハーグ議定書」によって準拠法を決定するとの宣言を行った。<sup>(39)</sup>

なお連合王国とデンマークには同議定書の拘束力が及ばないため、<sup>(40)</sup>「扶養規則」の第15条は、連合王国およびデンマークの準拠法規則に影響を与えることはなく、連合王国およびデンマークの裁判所に申し立てがなされた場合には、それぞれの国の国際私法規定が適用されることとなる。<sup>(41)</sup>

---

purpose of the Protocol による。

(38) [2009] OJ L 331/17. Peter Stone, supra note 35, 483.

(39) Council Decision of November 2009 on the conclusion by the European Community of the Hague Protocol of 23 November 2007 on the Law Applicable to Maintenance Obligations (2009/941/EC) Art. 4. [2009] OJ L 331/18. なお「2007年ハーグ議定書」は、セルビアの加入によって2013年8月1日から発効し、2015年3月現在、EUとセルビアにおいて適用されている。

(40) 「2007年ハーグ議定書」前文(11)および(12). [2009] OJ L 331/17-18.

(41) Peter Stone, supra note 35, 483.

## 2. 「扶養規則」<sup>(42)</sup>

「2007年ハーグ条約」および「2007年ハーグ議定書」の採択（いずれも2007年11月23日）後、EUの「扶養規則」が成立する（2008年12月18日採択、2009年1月30日発効）。同規則は2011年6月18日から、当時のEUの27加盟国において適用され<sup>(43)</sup>、2013年7月1日に28番目の加盟国となったクロアチアにも、同日から適用されている。「扶養規則」は、EUにおける国境を越えた扶養事案に対する従来の法的枠組みを大きく変更するもので、扶養請求について必要とされる国際私法上のすべての観点を含む規定であり、国際裁判管轄、判決の承認および執行、のみならず、法的扶助、行政協力についても規定をおく<sup>(44)</sup>。同規則は76条からなっており、以下のよう構成される。

第1章（1条～2条）：適用範囲及び定義

第2章（3条～14条）：裁判管轄

第3章（15条）：準拠法

---

(42) 「扶養規則」については、金汶淑「扶養に関するEU国際私法の最近の動向—扶養規則を中心に」国際私法年報第13号（2011）29頁以下に詳しい説明がある。

(43) デンマークは民事司法協力に関するEUの立法権限を留保しているが、「ブラッセルI規則」についてはECとデンマーク間の条約（2005年10月19日）により同規則のデンマークへの適用が取り決められており、同条約に従い、「ブラッセルI規則」を「改正」した「扶養規則」にもオプト・インしている（2009年1月14日）。ただし後述するようにデンマークは「2007年ハーグ議定書」の締約国ではないため、「扶養規則」の準拠法に関する第3章は対象外となる。同様に、中央当局間の協力を定めた第7章もオプト・インの対象外とされている。「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」前掲注(11)、4-5頁（西谷祐子担当）、注27参照。<<http://www.moj.go.jp/content/000103358.pdf>>より入手可。

(44) Burkhard Hess and Stefanie Spancken, *supra* note 18, 331.

第4章 (16条～43条)：判決の承認・執行

第5章 (44条～47条)：法律扶助

第6章 (48条)：裁判所の和解 (settlement) と真正な証書 (authentic instruments)

第7章 (49条～63条)：中央当局間の協力

第8章 (64条)：公的機関による請求

第9章 (65条～76条)：一般規定および最終規定

### (1) 事項的適用範囲

「扶養規則」は、家族関係、親子関係、婚姻関係、姻族関係から生じる扶養義務に対して適用される (第1章：1条)。同規則は、扶養義務に関する問題を網羅する規則となっている。

### (2) 国際裁判管轄

「扶養規則」第2章は、加盟国の裁判所が扶養請求を扱う直接管轄の規定である。扶養事案に関する国際裁判管轄規則は、EUについては、前述したように以前は「ブラッセルI規則」に管轄規則がおかれていたが、「扶養規則」がこれに取って代わった (同規則 Recital 44 および68条1項)。「扶養規則」の国際裁判管轄に関する規定のうち、裁判所の受訴時の確定、訴訟競合、関連訴訟等を規定する第9条から第14条の規定は、元の「ブラッセルI規則」の第25条から第31条の規定に類似した規定となっている<sup>(45)</sup>。

なお「2007年ハーグ条約」、「2007年ハーグ議定書」のいずれにも国際裁判管轄に関する規定は置かれていないため、国際裁判管轄に関しては、これらの条約、議定書との間でいずれの規則を適用するかという問題は生

---

(45) Peter Stone, *supra* note 35, 490.

しない。

「扶養規則」の管轄規則は、被告がEU非加盟国に常居所を有していても適用され、加盟国裁判所が国内法を援用することを排除している（同規則 Recital 15<sup>(46)</sup>）。「扶養規則」には、したがって「ブラッセルI規則」第4条や、「ブラッセルIIbis規則」第7条のような、各加盟国の国内法上の国際裁判管轄規則の適用を認めるいわゆる「残余管轄規則」はおかれていない。そして「扶養規則」は、準拠法規則を除いて、EUの全28か国に適用されるため、EU加盟国の裁判所における扶養事案の国際裁判管轄は、すべてこの「扶養規則」によって決定されることとなる。

#### 1) 選択的管轄リスト

「扶養規則」第3条は、複数の裁判所に管轄権を与える選択的管轄リストをおく。すなわち、①被告の常居所地の裁判所（a号）、②扶養権利者の常居所地の裁判所（b号）、③扶養請求が人の身分に関する訴訟に付随して申し立てられた場合には、当該法廷地法上、人の身分に関する訴訟につき管轄権を持つ裁判所（c号）、④扶養請求が親責任に関する訴訟に付随して申し立てられた場合には、当該法廷地法上、親責任に関する訴訟につき管轄権を持つ裁判所（d号）、が選択的に管轄権を有すると規定され

---

(46) Ibid, 487. 「人事訴訟事件等についての国際裁判管轄に関する外国法制等の調査研究報告書」前掲注(11), 11頁（西谷祐子担当）。

Recital (15) は以下のように規定する。“In order to preserve the interests of maintenance creditors and to promote the proper administration of justice within the European Union, the rules on jurisdiction as they result from Regulation (EC) No. 44/2001 should be adapted. The circumstance that the defendant is habitually resident in a third state should no longer entail the non-application of Community rules on jurisdiction, and there should no longer be any referral to national law. This Regulation should therefore determine the cases in which a court in a member state may exercise subsidiary jurisdiction.”



る。これらの選択肢のうちのどれを選択するかは債権者に任せられている。ただし③と④については、その裁判所の管轄原因が、一方当事者の国籍（連合王国とアイルランドの場合にはドミサイル）にのみ依拠している場合はこの限りでないといわれる（c号、d号の但書き）。

ここで問題となるのは、c号、d号である。例えば離婚裁判を受訴した裁判所において、それに付随する形で扶養請求がなされる場合、当該離婚裁判を受訴した裁判所が、扶養請求についても管轄権を有しうることになる。そうすると、離婚裁判の管轄を規律する「ブラッセル IIbis 規則」の裁判管轄と、「扶養規則」の裁判管轄との整合性を確認しておく必要がある。この点に関する批判については、後述する。

## 2) 管轄合意

第4条は、扶養請求の当事者が、当事者間から生じたあるいは生じうる紛争を解決するために、一定の範囲において、加盟国の1つないし複数の裁判所を、管轄を有する裁判所として合意することを認めている。すなわち、①当事者の一方が常居所を有する加盟国の裁判所（1項1文a号）、②当事者の一方が国籍（連合王国およびアイルランドの場合はドミサイル）を有する加盟国の裁判所（同b号）、さらに③配偶者間または元の配偶者間の扶養義務については、(i) 婚姻事件について管轄を有する裁判所、または(ii) 当事者たちが少なくとも1年間共通常居所を最後に有していた加盟国の裁判所（同c号）、から選択し合意することができる。上記a、b、cの各号の要件は、当事者の合意時または提訴時に充足されねばならない（1項2文）。また管轄合意は、当事者の別段の合意がない限り専属的管轄合意とされる（1項3文）。なお18歳未満の子に対する扶養義務に関する紛争については、管轄合意の対象から除かれる（3項）。これは弱者である当事者を保護するためであると説明される（Recital 19）。また、当事者がEU非加盟国でルガノ条約の締約国の裁判所の専属管轄を合意した場合

は、18歳未満の子に対する扶養義務に関する紛争を除き、同条約が適用される（4項）。

### 3) 応訴管轄

第5条は、応訴管轄を定める。すなわち、「扶養規則」の他の規定に定められる管轄に付加して、被告が出廷した加盟国裁判所が管轄権を有すると規定する。ただし、その出廷が管轄を争うためのものであるときはその限りではない。

### 4) 補充的管轄

第6条は、EU加盟国のいずれの裁判所も同規則第3条から第5条の下で管轄を有さず、ルガノ条約の締約国でEU非加盟国の裁判所もまたルガノ条約の下で管轄を有さない場合に、補充的に、両当事者の共通本国である加盟国の裁判所（連合王国およびアイルランドの場合には両当事者の共通ドミサイルである加盟国の国の裁判所）に管轄を付与している。

### 5) 緊急管轄

第7条は、EU加盟国裁判所が第3条から第6条の下で管轄を有さない場合に適用され、紛争に密接な関係を有する第三国において裁判手続きの開始、追行が期待できない場合または不可能な場合に（例えば内戦など<sup>(47)</sup>）、例外的に、加盟国裁判所が事案を審理することを認めている（1文）。その場合、加盟国裁判所は紛争と十分な関連性を有していなければならない（2文）。この十分な関連性の例としては、一方当事者の国籍国などが挙げられる<sup>(48)</sup>。

### 6) 訴訟競合

第12条は、複数の加盟国裁判所において訴訟競合の状態になった場合について規定する。その場合、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定す

(47) 「扶養規則」 Recital 16. Peter Stone, *supra* note 35, 489.

(48) Recital 16. Peter Stone, *ibid.*

るまでの間、自らの訴訟を stay しなければならず（1項）、前訴裁判所の管轄が確定した場合、後訴裁判所は自らの管轄を拒否しなければならない（2項）。

### 7) 関連訴訟

第13条は、複数の加盟国裁判所に関連訴訟が並行して係属している場合に、後訴裁判所が裁量的に自らの訴訟を stay することを認める（1項）。

### （3）準拠法

「扶養規則」は、準拠法については直接の規定をおく代わりに、「2007年ハーグ議定書」の準拠法規則を援用する形をとる。当初、欧州委員会から出された「扶養規則提案」<sup>(49)</sup>は、同規則中に準拠法規定も入れる形で作成されていたが、扶養事案に法廷地法を適用してきた連合王国の反対もあり、準拠法については「2007年ハーグ議定書」を援用する形となった<sup>(50)</sup>。したがって同規則中の準拠法規定は第3章第15条のみであり、同条は、準拠法については「2007年ハーグ議定書」に拘束されている加盟国、すなわち連合王国とデンマーク以外の26加盟国においては、同議定書の準拠法規定に従うと定める（15条）。なお、上述したように、同議定書の拘束力が及ばない連合王国とデンマークの裁判所に扶養事案が申し立てられた場合には、第15条の適用はなく、それぞれの国の国際私法規定により準拠法が決定されることとなる<sup>(51)</sup>。

---

(49) Proposal for a COUNCIL REGULATION on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and cooperation in matters relating to maintenance obligations COM (2005) 649 final.

(50) David Hodson, *supra* note 33, 289. ただしこれは、EUの立法者が、2つの準拠法規定が並行して設置されることを避け、簡素化を選択したからだとの説明もある。Burkhard Hess and Stefanie Spancken, *supra* note 18, 331.

「2007年ハーグ議定書」の準拠法規定の骨子は次の通りである。<sup>(52)</sup>

1) 普遍的適用

本議定書の準拠法規則により決定された準拠法が同議定書の非締約国法であったとしても、その法は適用される（2条）。

2) 扶養権利者の常居所地法原則

原則として、扶養権利者の常居所地法を準拠法と定める（3条1項）。

3) 特定の扶養権利者を優遇する特則

第3条の原則に加えて、特定の扶養権利者を優遇する特則として、補充的に、(a) 子に対する親の扶養義務、(b) 21歳未満の者に対する親以外の者の扶養義務、(c) 親に対する子の扶養義務、については、扶養権利者がその常居所地法によれば扶養を受けられない場合には、法廷地法の適用を認める（4条1, 2項）。それでもなお扶養を受けることができない場合には、さらなる補充的連結として、両当事者の共通本国法の適用を認めている（4条4項）。つまり一般的には①扶養権利者の常居所地法を原則とし、②法廷地法および③両当事者の共通本国法が補充的に連結され、扶養権利者が扶養を受けられるように配慮がなされている。<sup>(53)</sup>

他方で、扶養権利者が扶養義務者の常居所地国の権限当局に対して申立てを行う場合には、原則として法廷地法を準拠法と定めるが、同法により扶養を受けることができない場合には、扶養権利者の常居所地法が補充的に適用される（4条3項）。それでもなお扶養を受けることができない場合には、さらに補充的に両当事者の共通本国法が適用される（4条4項）。こちらの場合は、①法廷地法が原則となり、②扶養権利者の常居所地法お

(51) Peter Stone, *supra* note 35, 483.

(52) 「2007年ハーグ議定書」の条文の翻訳については、舟橋・前掲注(28), 59頁以下を参照。

(53) 前掲16-17頁。

よび③両当事者の共通本国法が補充的に連結されるルールとなっている。<sup>(54)</sup>

なお、このように法廷地法を準拠法とするルールが導入されているのは、「2007年ハーグ条約」制定の交渉において、法廷地法適用の余地を残さなければ各国の同調が得られないことがわかったため、このような配慮がなされた<sup>(55)</sup>とされる。

#### 4) 配偶者および元配偶者に関する特別

配偶者間または元配偶者間の扶養については、一方当事者が異議を唱え、かつ他の地、特に夫婦の最後の常居所地が婚姻により密接な関連を有する場合には、その地の法が準拠法となり、第3条は適用されない(5条)。

#### 5) 準拠法合意

議定書は第8条において、一定の範囲で当事者の準拠法合意を認めている。すなわち当事者は、①準拠法指定時の一方当事者の本国法(a号)、②準拠法指定時における一方当事者の常居所地法(b号)、③当事者の財産制につき当事者が準拠法として指定した法または実際に適用された法(c号)、当事者の離婚又は法定上の別居につき当事者が準拠法として指定した法又は実際に適用された法(d号)、の中から選択し合意することができる。またこれらの準拠法合意は、18歳未満の者及び自己の利益を守ることができない成年者の扶養義務については認められない(同条3項)。

#### (4) 承認・執行

「扶養規則」第4章(判決の承認、執行可能性および執行)の規定の重要なポイントは、同規則が準拠法規定として援用している「2007年ハーグ議定書」に拘束されるEU加盟国26か国と、同議定書の非締約国で拘束を受けない連合王国とデンマークとを区別していることである。連合王国

(54) 前掲。

(55) 前掲。金・前掲注(42)、30頁。

とデンマークの両国は、扶養問題につき自国の国際私法規定を用いて準拠法を決定するため、「扶養規則」第3章第15条に規定された共通の準拠法規則が適用されないという状況が生じる。そこで「扶養規則」第4章は、「2007年ハーグ議定書」に拘束される国で下された裁判の承認・執行（Section I：17条から22条）と、同議定書に拘束されない連合王国とデンマークで下された裁判の承認・執行（Section II：23条から38条）とに分けて、異なる規範を定めた。

「2007年ハーグ議定書」に拘束される26の加盟国で下された裁判は、他の加盟国での執行においていわゆる‘*exequatur*’の廃止が定められ、執行宣言等が必要とされない（17条）。これに対して、同議定書に拘束されない連合王国とデンマークで下された裁判は、他の加盟国での執行に際して、執行宣言が必要とされる（26条）。後者の規定は、扶養義務について定められていた「ブラッセルI規則」の第3章（承認・執行：37条から62条）と類似の規定となっている。<sup>(56)</sup>

## II. 「扶養規則」適用における問題点

「ローマIII規則」がEU全加盟国一致ではなく「強化された協力」により成立し、EU加盟国中16か国にのみ適用されることに見られるように、家族法事案に関するEU規則は、各国の歴史、風習、宗教などの違いから、統一化の困難に直面してきた。扶養義務に関して包括的に規定する「扶養規則」もまた、「2007年ハーグ議定書」に拘束されない連合王国とデンマークについては、異なる対応を余儀なくされており、これが同規則の適用関係を複雑化させる一因となっているといえよう。他方で、連合王国の側からも、「扶養規則」に対して批判的な議論がなされている。その議論には、

(56) Peter Stone, *supra* note 35, 483.

コモン・ローの立場から見た、「扶養規則」の大陸法的側面への批判もあるが、そればかりではなく、わが国を含む EU 域外諸国にも関係する問題提起が含まれている。本章においては、連合王国の特にイングランドにおけるこれらの議論に焦点を当てつつ、「扶養規則」についての問題点を考察したい。

### 1. 地理的適用範囲

上述したように、「扶養規則」の Recital 15 は、被告が EU 非加盟国に常居所を有していてもその管轄規則が適用され、加盟国裁判所が国内法上の管轄規則を援用することを排除する旨を明記している。すなわち、「扶養規則」は、EU 加盟国内の複数の国に関わる扶養事案に適用されるにとどまらず、EU 加盟国と EU 非加盟国（わが国を含む）との間の事案にも適用されることになる。Recital 15 はその理由を、「扶養債権者の利益を保護し、EU 域内での適切な司法の運営を促進するため」と述べる<sup>(57)</sup>。

これまでの EU 統一管轄規則である「ブラッセル I 規則」や「ブラッセル IIbis 規則」は、EU 加盟国の国内法上の管轄規則の適用の余地を残す「残余管轄」を有する規則となっており、管轄規則の二重構造の状況を呈していた。すなわち、「ブラッセル I 規則」は、EU 内に常居所を有しない被告に対して、この「残余管轄」が適用され（3 条 1 項、4 条 1 項）、また「ブラッセル IIbis 規則」は、第 3 条から第 5 条に定める選択的管轄規則がすべて該当しない場合に、「残余管轄」が適用されると規定している（7 条）。なかでも後者の「ブラッセル IIbis 規則」については、EU 加盟国裁判所で裁判になる場合に、当事者が、EU 規則に明記される管轄規則と、「残余管轄」のいずれが適用されるかを判断するのに困難を伴うこ

---

(57) 前掲注(46)参照。

とが懸念されていた。<sup>(58)</sup>この点から見れば、「扶養規則」は、このような管轄規則の二重構造がもたらす複雑さを解消したということは指摘できよう。

ちなみに、「ブラッセルI規則」の改正の際にも、「残余管轄」を排除し、EU非加盟国に常居所を有する被告に対してもEUの管轄規則を適用しようとする動きはあり、これは「EU管轄規則の第三国への拡張」の問題として議論された。この問題は、時期的には「扶養規則」の採択・発効より少し後になる2009年4月に、欧州委員会が公表した「ブラッセルI規則」改正に関するグリーンペーパーにおいて8つの改正提案の中の1つとして提示され、これを端緒として大きな議論となった。<sup>(59)</sup>結果的に、この問題についての改正提案は加盟国からの批判を受け、2012年12月に採択された「ブラッセルI Recast」では、従来通り「残余管轄」の規定は残されたという経緯がある。<sup>(60)</sup>「扶養規則」は、「ブラッセルI Recast」の果たせなかったこのEU規則の第三国への拡張を、それ以前に達成していたことになる。

#### (1) イングランドにおける議論

連合王国は、「ブラッセルI規則」改正時における「EU管轄規則の第三国への拡張」の動きに強く反対した国の1つであり、国内法上の管轄規

---

(58) 例えば、申立人がEU加盟国内に常居所を有し、申立てを行う直前の1年間以上その地に居住していた場合には、当該常居所地国裁判所が「ブラッセルIIbis規則」に基づいて管轄を有するが、居住期間が1年未満の場合には、「残余管轄」により管轄の有無が判断されることとなる。この問題につき、岡野祐子「外国離婚裁判に関する諸問題—ブラッセルIIbis規則とわが国との関係を中心に」国際私法年報第13号（2011）76—79頁。

(59) Green Paper on the Review of Council Regulation (EC) No. 44/2001 on Jurisdiction and the Recognition and Enforcement of Judgments in Civil and Commercial Matters COM (2009) 17 final 21. 4. 2009.

(60) 岡野祐子「Brussels I規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌第113巻第1号（2014年）37—41頁。



則の適用の余地を残すことにこだわりを見せていた。<sup>(61)</sup>しかるに、それ以前の「扶養規則」の成立に際しては、同規則において「残余管轄」が認められず、同規則がEU非加盟国との間の事案にもすべて適用される広い管轄規則であることに、イングランドの実務家たちは同規則の導入後何か月もの間、気づいていなかったことが指摘されている。<sup>(62)</sup>

その背景としてHodsonは、イングランド裁判所のRe I判決を挙げる。<sup>(63)</sup>これはEU非加盟国のパキスタンに居住する子の監護が争点となった事案で、離婚および親責任の裁判管轄を規律する「ブラッセルIIbis規則」がEU非加盟国の関わる事案に適用されるかが問題となったものである。2009年7月21日に下された控訴院判決でThorpe裁判官は、「ブラッセルIIbis規則」には、同規則がEU内への適用のみに制限されるとの文言は見いだせないとしたものの、次のように述べて、同規則はEU非加盟国との間の事案には適用されないと判示した。

「全ての本能が私に次のように示唆している。つまり、この（ブラッセルIIbis）規則は、共通の司法エリアを保証するために、単にEU内の管轄その他の問題を解決することを意図されており、その司法エリア内で管轄権を有する裁判所の判決が、共通の一連の規則の下で承認・執行されるのだと。」<sup>(64)</sup>

もっとも、この事案はその後上告が認められ、貴族院が最高裁判所（Supreme Court）となって扱う最初の家族法事案となった。そして最高裁判所は、2009年12月1日に下した判決において、「ブラッセルIIbis規則」は、EU非加盟国に子が常居所を有する場合においても適用されると述べ、

---

(61) 岡野・前掲。

(62) David Hodson, *supra* note 33, 289, 295-296.

(63) I (A Child) [2009] EWCA Civ 965 (21 July 2009).

(64) *Ibid.*, [17].

控訴院の判断を覆している<sup>(65)</sup>。しかし、イングランドの実務家たちは、数多くの国際家族法事案を扱ってきた著名な上級裁判官である Thorpe 裁判官の上記の見解に意を強くして、「扶養規則」もまた EU 非加盟国の関わる扶養事案には適用されないと考え、同規則が施行された後もしくは、そのような事案においては、国内法上の管轄規則の下で、一方当事者のドミサイルに基づき管轄権が行使されるとして手続きを進めてきたと指摘されている<sup>(66)</sup>。「扶養規則」が当初の予想よりもはるかに広い地理的適用範囲を有することが実務家の間で徐々に認識され始めたのは、2011年6月の同規則施行から1年近くたったころだと言われる<sup>(67)</sup>。Hodson は、連合王国政府はこのような混乱を招くような管轄権譲渡を EU に対して行ったと批判している<sup>(68)</sup>。

イングランドにおける上記の状況は、「扶養規則」の地理的適用範囲の問題が十分に議論も認識もされないまま、同規則が制定され導入されたことをうかがわせるものであり<sup>(69)</sup>、興味深い。これは、「ブラッセル I 規則」改正に際して「EU 管轄規則の第三国への拡張」の是非について活発に議論がなされたのとは、極めて対照的な状況であったといえよう。

---

(65) Re I (A Child) [2010] 1 FLR 361.

(66) David Hodson, *supra* note 33, 296.

(67) *Ibid.* Hodson は、「扶養規則」の Recital 15 を参照していれば、もっと早くにこの答えは得られたのかもしれない、と述べている。その一方で Hodson は、Recital 15 が、EU 域内の適切な司法の運営を言いながら、この規定自体は EU 加盟国と EU 非加盟国との関係に関わることを述べている点を指摘し、この文言の意味が分かりにくいと批判している。*Ibid.* at note 58.

(68) *Ibid.*, 289.

(69) Hodson は、「扶養規則」導入にあたり連合王国政府が EU と同規則の文言について交渉する際に、これらの点について政府から専門家に対して何ら諮問はなされなかったと批判している。*Ibid.*, 297.

(2) 「扶養規則」第3条c号但書きと「ブラッセル IIbis 規則」の残余  
管轄

「扶養規則」がEU非加盟国との事案にも適用されることによって、イングランドが従来コモン・ロー上、家族法事案について用いてきた、一方当事者のドミサイルに基づく管轄権は、扶養事案については「扶養規則」によって完全に否定されたことになる。この点についてイングランドでは、「ブラッセル IIbis 規則」の管轄規則との関係で特に重く受けとめられた。

焦点となったのは、「扶養規則」第3条c号の規定と「ブラッセル IIbis 規則」の管轄規則との関係である。第I章第2節で述べたように「扶養規則」第3条c号の規定は、被告の常居所地(a号)、扶養債権者の常居所地(b号)以外であっても、扶養請求が人の身分に関する訴訟に付随して申し立てられた場合には、当該法廷地法上、人の身分に関する訴訟につき管轄権を持つ裁判所が扶養請求に関する管轄をも有すると定める。イングランドでも伝統的に、離婚裁判、すなわち人の身分に関する訴訟、が提起されれば、それに付随した扶養の事案についての管轄は自動的に離婚裁判がなされた裁判所で成立するとの扱いがなされてきた。そして、離婚裁判について一方当事者のドミサイルに基づいて管轄を成立させた裁判所は、実質的には、それに付随する扶養事案についても一方当事者のドミサイル地の裁判所であった。この扱いが「扶養規則」導入後、どのようなことになるかという問題である。

例えばイングランド裁判所に両配偶者の共通ドミサイルに基づいて離婚裁判の管轄が成立している場合(「ブラッセル IIbis 規則」第3条b号に基づく管轄原因)、当該イングランド裁判所は、「扶養規則」第3条が規定する、被告の常居所地(a号)にも、扶養債権者の常居所地(b号)にも該当しないが、同c号により、「扶養規則」の下でも、扶養事案についての管轄を認められることになる。<sup>(70)</sup>

しかしながら、イングランド裁判所が「ブラッセル IIbis 規則」の「残余管轄」に基づいて、一方当事者のドミサイルを管轄原因として離婚管轄を有した場合には、イングランド裁判所は、付随して申し立てられた扶養請求の事案についてこれまで管轄を成立させてきたにもかかわらず、「扶養規則」導入後はそのような扶養請求につき管轄を有することはできないことになる。同規則第3条c号但書きによれば、当該離婚裁判の管轄が一方当事者のドミサイルにのみ依拠している場合には、扶養事案の管轄は認められないとされるからである。

以上の前提の下、注目すべきは、「ブラッセル IIbis 規則」の下でイングランド裁判所が「残余管轄」により離婚裁判の管轄を成立させることは、EU加盟国との間の事案には実際問題としてほぼありえないとの指摘である<sup>(71)</sup>。なぜなら、同規則3条に列挙されている選択的管轄は、当事者がEU加盟国内に常居所を有する場合をかなり広いバリエーションで想定し、当該常居所地国に管轄を認めているため<sup>(72)</sup>、EU加盟国のいずれかの国が、当

---

(70) Ibid, 291.

(71) Ibid.

(72) 3条1項(a)号は管轄原因として、①夫婦が常居所を有する地、②夫婦が最後に常居所を有した地で、一方が今も居住している地、③相手方が常居所を有する地、④夫婦が共同で申立てを行う場合には夫婦の一方が常居所を有する地、⑤申立人の常居所地、ただし申立人が申し立てを行う直前の1年間上その地に居住していた場合、⑥申立人の常居所地、ただし申立人が申立を行う直前の6か月以上その地に居住しており、かつ、当該加盟国の国民であるか、または連合王国およびアイルランドについては当該国のドミサイルを有している場合、を挙げる。また同項(b)号は、⑦夫婦が国籍を有する地、または連合王国及びアイルランドについては夫婦がドミサイルを有する地、を挙げる。これらの管轄原因は、優先順位をつけられることなく、どれか一つが該当すれば、その地の裁判所に管轄が成立することとなる。[2003] OJ L 338/1. 岡野祐子「イングランドにおける国際離婚裁判に関する手続的諸問題」法と政治第61巻第3号(2010)9頁

事者の常居所地として離婚裁判の管轄を成立させることが予想されるからである<sup>(73)</sup>。これに対し、当事者が EU 非加盟国に常居所を有している場合には、他の EU 加盟国が「ブラッセル IIbis 規則」の下で離婚裁判の管轄を持たず、イングランド裁判所が「残余管轄」により離婚裁判の管轄を成立させることはあり得る。すなわち、イングランド裁判所に「残余管轄」により離婚裁判の管轄が成立するのは、ほぼすべての場合、EU 非加盟国との間での事案であることになる<sup>(74)</sup>。

ここにおいて、「扶養規則」第 3 条 c 号但書きの地理的適用範囲が重要となってくる。すなわち、もしも「扶養規則」が、EU 加盟国との間の事案においてのみ適用されるのであれば、そもそもイングランド裁判所が「残余管轄」すなわち一方当事者のドミサイルにのみ基づいて離婚裁判の管轄を成立させるのは、EU 加盟国との間の事案についてはほぼありえないのであるから、c 号但書きが規定として定められていても、実際に適用されるケースはほとんどないということである。したがって「残余管轄」により成立した離婚裁判に付随して扶養事案が申し立てられれば、実質的に扶養事案の一方当事者のドミサイル地に管轄が認められることになる。イングランドの実務家たちは、「扶養規則」制定に際して、当初このように理解していたようである。しかし、「扶養規則」が EU 非加盟国との事

---

および注16参照。

(73) David Hodson, *supra* note 33, 291.

(74) *Ibid.* さらに、Hodson はここで指摘していないが、これに加えて、「ブラッセル IIbis 規則」6 条が「加盟国に常居所を有する者」や「加盟国の国民、又は連合王国とアイルランドについては当該国の領域内にドミサイルを有する者」は、「ブラッセル IIbis 規則」の規定によってのみ訴えられると定めていることからすると、6 条、7 条を合わせて解釈すれば、第 7 条により「残余管轄」が認められるのは、EU 非加盟国の国民でかつ EU 加盟国に常居所を有さないものが相手方となる場合のみと考えられる。岡野・前掲注(72)、11頁。

案にも適用されるのであれば、イングランド裁判所は、「ブラッセル IIbis 規則」の下で「残余管轄」により離婚裁判の管轄を得たとしても、その裁判所は付随して申し立てられた扶養請求を扱うことはできなくなることを意味する。それゆえ、「扶養規則」が普遍的に、EU 非加盟国にも適用されることは、イングランドの実務家にとっては極めて重大なことであり、そのことに遅ればせながら気づいた彼らは、これを「予期せぬ劇的な変更」<sup>(75)</sup>として驚きとともに重く受け止めたのである。

### (3) EU 非加盟国の管轄規則との関係

「扶養規則」第3条c号但書きにより、離婚裁判の管轄を有する裁判所に扶養事案の管轄が認められない場合には、この選択肢は使えないため、当該扶養事案は、同規則第3条に規定される他の管轄原因を満たすEU加盟国裁判所か、あるいは、EU非加盟国の場合には、同国の裁判管轄規則を満たす国の裁判所で扱われることになる。

イングランド裁判所と扶養事案の管轄を争う裁判所がEU加盟国裁判所

---

(75) David Hodson, *supra* note 33, 291.

ちなみに「扶養規則」の下でも、第3条において扶養債権者の常居所地の管轄は認められており、被告となるであろう扶養債務者の常居所地の管轄も認められている。イングランドにおけるこのような批判的議論が問題とするのは、例えば、扶養債権者となる配偶者（例えば妻）のみのドミサイルとしてイングランド裁判所に離婚裁判の管轄が成立した場合、イングランド裁判所は、それに付随して提示される扶養事案に関しては管轄が認められないことを指すものと思われる。この問題提起は、イングランドにおいては従来、当事者のドミサイルを管轄原因として用いてきたことから、その代わりに「常居所」が用いられることについて未だ違和感があるためではないかとも思われる。ある当事者がイングランドに「常居所」はないけれど「ドミサイル」はある、という具体的な事例がどのような場合に生じるのかについて、さらに調査したい。

である場合については（上述したようにそのような事例はほとんどないと指摘されているものの）、第3条c号但書きによる制限は、イングランド裁判所にしてみれば、止む無しと見ることもあり得よう。イングランド裁判所にも他の加盟国裁判所にも平等に、「扶養規則」第3条の管轄規定が適用されて管轄の有無が判断されるからである。しかるに、イングランド裁判所と管轄を争うのがEU非加盟国の裁判所である場合は、EU非加盟国は当然ながら「扶養規則」の拘束を受けないため、当該非加盟国の国内法上の管轄規則により管轄の有無が判断されることになる。

このような状況の下で、イングランドの実務家が念頭におき、懸念しているのは、同じ英米法体系の国であるオーストラリアや合衆国など、一方当事者のドミサイルにより扶養事案の管轄権を有するEU非加盟国との間で管轄争いが生じた場合のことである。「扶養規則」第3条により、一方当事者のドミサイルに基づき扶養事案についての管轄を有することを否定されたイングランドは、同条c号但書きによって、離婚裁判に付随する扶養の申立てという抜け道も阻止されたため、これらの英米法系諸国との間の管轄争いにおいて、非常に不利な立場におかれることになるとの懸念<sup>(76)</sup>がある。イングランドの実務家たちのこの懸念を敷衍すれば、「扶養規則」よりもいずれか一方当事者にとって有利な管轄規則を有するEU非加盟国と、EU加盟国との間に、扶養事案の管轄争いが生じる場合、EU加盟国は不利な立場に立ちうるということを意味すると言えよう。

---

(76) Hodson は、イングランドはオーストラリアや合衆国など他の英米法系諸国との管轄の争いに関して骨抜きにされたと批判し、これらの国々の弁護士はイングランドのこのOWNゴールを絶対に喜んでいるに違いない、と述べている。David Hodson, *supra* note 33, 297, at note 63.

#### (4) EU 非加盟国への影響

以上のように、「扶養規則」がEU 非加盟国との間の事案についても適用されることから、日本を含むEU 非加盟国においても、同規則に定められる管轄規則は重要な意味を有する。すなわち、「扶養規則」に定められる管轄規則に該当すれば、日本人当事者の関わる事案についてもEU 加盟国裁判所に管轄権が認められ、当地で扶養事案に関する裁判が開始されることとなる。さらに、「扶養規則」は、「ブラッセルI規則」や「ブラッセルIIbis規則」とは異なり、準拠法規則も定められているため、第15条に規定される準拠法規則に従い、準拠法が決定される。すなわち、連合王国とデンマークにおいてはそれぞれの国の国際私法に従い準拠法が決定されるが、両国以外の国で裁判が開始した場合には、「2007年ハーグ議定書」に定められた準拠法ルールが適用されることになる。このように、「扶養規則」の管轄規則は、わが国にとっても重要な関わりをもつことになる。以下ではこれらの管轄規則に関する、より一般的な議論を見ていく。

#### 2. 「ブラッセルIIbis規則」の管轄規則との整合性

「ブラッセルIIbis規則」と「扶養規則」の管轄規則との整合性の問題は、先に述べた点以外にも指摘されている。Hodsonは次のようなケースを挙げる。例えばイングランド裁判所で離婚裁判がなされるにあたり、一方の当事者はイングランドに常居所を有しているものの、「ブラッセルIIbis規則」第3条(a)号の定める離婚申立て直前の6か月または12か月の居住期間を満たしていないために、<sup>(77)</sup>いずれか一方当事者がイングランドにドミサイルを有していることによりイングランド裁判所の離婚管轄権が

---

(77) イングランドにドミサイルを有している当事者であれば6か月の居住で足り、ドミサイルを有していない当事者であれば、12か月の居住が必要となる。前掲注(72)参照。



成立している場合、イングランド裁判所は扶養の申立てを、現在受けることができるのか、居住期間を満たした後に受けることができるのか、という問題である。<sup>(78)</sup>

Hodson は、「扶養規則」は管轄権を扱っているのであって、国内の権限を扱っているのではないと述べ、したがって国内法の下で扶養の権限が存在していなければ、扶養のための管轄権を「扶養規則」が許していたとしても、同規則が扶養の権限を与えはしないと説明する。それゆえに上記のケースの場合、答えは不明であると Hodson は指摘する。すなわち、扶養権利者（あるいは被告となる債務者）が現在イングランドに常居所を有しており、扶養請求の管轄権は技術的には存在するため、イングランド裁判所はその申立てを現在受けることも考えられる。他方で、現時点では受けることはできないとも考えられる。というのは、扶養の権限は、離婚に基づいて初めて生じるのであり、その離婚裁判は、一方当事者のドミサイルという管轄に基づいているため、「扶養規則」第3条c号但書きにより、イングランド裁判所は扶養請求の管轄が認められないからである。この問題は、この矛盾した EU 規則が導入されて2年経った今でもまだ、吟味されていない、と Hodson は批判する。<sup>(79)</sup>

### 3. フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay

イングランドにおいて根強く続いてきた議論は、EU 規則の下でフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay が可能か否かという問題である。「ブラッセル I 規則」の前身である「ブラッセル I 条約」の下で、EU 非加盟国裁判所を「より適切な裁判所」としてフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき stay ができるかが問題となった Owusu 事件において、

(78) David Hodson, *supra* note 33, 298.

(79) *Ibid.*

イングランド控訴院から付託を受けたヨーロッパ司法裁判所（以下 ECJ）<sup>(80)</sup>は、これを否定した。それ以降、イングランドにおいては、家族法の事案を対象とする「ブラッセル IIbis 規則」の下での stay の可否が議論されてきた<sup>(81)</sup>。また Owusu 事件は、訴訟競合の事案ではなかったため、訴訟競合の状況における stay の可否もまた、Owusu 判決の残した問題となっていた。扶養事案についても同様の問題が生じる。すなわち、イングランド裁判所は「扶養規則」の下で自らの裁判をフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づき stay できるのか、あるいは扶養請求の裁判が EU 非加盟国で先に提起され、訴訟競合になっている場合には、「扶養規則」の下でも当該 EU 非加盟国裁判所を「より適切な法廷地」として stay できるのか、<sup>(82)</sup>という問題である。

これらの問題につき、イングランド裁判所は、離婚の裁判管轄に関する「ブラッセル IIbis 規則」の下での stay の可否が争点となった2つの判決において、訴訟競合の状況になっている場合にはフォーラム・ノン・コンビニエンスによる stay を認めるとの姿勢を示している。まずこの2つの判決について述べる。

(1) JKN v JCN 判決<sup>(83)</sup>

これは、「ブラッセル IIbis 規則」の下での離婚裁判における EU 非加盟国との訴訟競合の事案において、Owusu 判決原則の適用を除外すると判断して stay を認めた初めての判決であり、下級審判決ながら非常に注目

(80) Owusu v Jackson (Case C-281/02) [2005] QB 801, [2005] ECR I-1383.

(81) David Hodson, *supra* note 33, 298. イングランドにおけるこの問題についての議論の状況については、岡野・前掲注(72), 34-37頁。

(82) David Hodson, *supra* note 33, 298.

(83) JKN v JCN [2011] 1 FLR 826, [2010] EWHC 843 (Fam).

された。

### <事実の概要>

夫婦は共に、連合王国とアメリカ合衆国の二重国籍を有し、ニューヨーク生まれで、婚姻地もニューヨークであったが、彼らの12年間の婚姻生活の多くをロンドンで過ごした。2008年までに婚姻は困難な状況になり、夫婦はニューヨークで新たな生活をやり直すことを考え、2008年夏に妻と子は先にニューヨークに戻った。夫はニューヨークに職を求め、2009年7月に同地で職を得て、その後もニューヨークで暮らしている。しかしその間に婚姻は破綻し、2009年5月、妻は夫の常居所地であること、および夫婦の最後の共通常居所地で夫の居住地であることを管轄原因として、離婚訴訟をイングランドで提起した。その1ヵ月後に夫はニューヨークで離婚訴訟を提起し、ニューヨークが適切な法廷地であると主張してイングランド訴訟の stay を求めた。妻は、「ブラッセル I 規則（ブラッセル I 条約）」の下でイングランド裁判所の stay の権限を否定した Owusu 判決の法理が、「ブラッセル IIbis 規則」にも同様に適用されると主張した。かくして、イングランド裁判所が裁量的に stay する権限を「ブラッセル IIbis 規則」第3条、および Owusu 判決により阻止されるか、が争点となった。

### <判旨>

Theis 裁判官は、この問題の判断は極めて難しいと述べつつも、慎重に<sup>(84)</sup>論点を整理した上で、本事案に Owusu 判決の原則は適用されないと結論した。<sup>(85)</sup>判旨の要点は以下の通りである。<sup>(86)</sup>

---

(84) Theis QC (勅選弁護士) は、本件において高等法院の代理裁判官 (deputy judge) として判決を下している。

(85) JKN v JCN, *supra* note 83, [148].

(87)  
①訴訟競合の問題：Owusu 判決の法理を、EU 非加盟国との間で訴訟競合となっている事案にまで拡張することは必要でもなければ望ましいことでもない。もしも Owusu の法理が拡張されたなら、EU 非加盟国との間の訴訟競合を規律する規定が存在しないため、矛盾する判決が出る危険が生じる。これはブラッセル規則の枠組みの2つの重要な目的、つまりEU加盟国間での矛盾した判決を回避し、加盟国間での判決の承認を保証するという2つの目的を害することになる。それは、望ましくない「法の欠缺(lacuna)」をもたらすことになる。EU 非加盟国との間に訴訟競合が生じている状況で裁量的権限を行使することを保持することは、Owusu 判決を支持する理由づけとは矛盾はしない。Stay という裁量的権限を行使しても、被告がどこで訴えられるかを知るという確実性の保護を害したりはしない。なぜなら被告(夫)はEU非加盟国において訴訟を提起しようとしているからである。また申立人(妻)は、当該非加盟国における訴訟についての知識を有しているだろう。そして、2つの訴訟が係属するよりも1つの訴訟が係属する方が彼らの利益になるであろう。さらに、他のEU加盟国において承認されないような矛盾した判決が出されるリスクは少なくなるだろう。

(88)  
②Owusu 判決と「ブラッセル IIbis 規則」：もしも上記の結論が間違っているととしても、それでも Owusu 判決を「ブラッセル IIbis 規則」にまで拡張することは、不必要であり望ましいことではない。2つの規則(「ブラッセル I 規則(ブラッセル I 条約)」と「ブラッセル IIbis 規則」)を直接に結合するものではなく、ただ「ブラッセル IIbis 規則」の Recital 11 において、扶養義務については「ブラッセル I 規則」に既にカバーされているの

---

(86) Ibid, [149].

(87) Ibid, [149 (i)].

(88) Ibid, [149 (ii)].

で「ブラッセル IIbis 規則」からは排除すると言及しているのみだからである。

③<sup>(89)</sup> DMPA : DMPA 1973 Sch 1 para 9 の改正については狭く解するのが良いであろう。「理事会規則により規律される（訴訟）手続き」の文言の自然でより好ましい解釈は、競合する訴訟が他の EU 加盟国で係属している状況を指していると解することである。この解釈は、Sch 1 para 9 の下で<sup>(90)</sup>の裁判所の裁量権行使は、「ブラッセル IIbis 規則」第19条の強行規定が適

---

(89) Ibid, [149 (iii)]. DMPA は Domicile and Matrimonial Proceedings Act 1973 の略。イングランド裁判所の家族法事案における裁量的 stay の根拠条文となるのが、DMPA 1973 Schedule1 paragraph 9 (1) の規定である。同規定は、DMPA 1973 が「ブラッセル IIbis 規則」の前身である「ブラッセル II 規則」の発効に伴い、2001年に改正された際に変更されており、裁量的 stay の対象となるのは「理事会規則により規律される手続き以外の場合 (other than proceedings governed by the Council Regulation)」であるとの文言が挿入されている。ECJ の Owusu 判決以前は、イングランド裁判所と非加盟国裁判所との間の訴訟競合の場合はこの手続き以外の場合と解され、裁量的 stay の対象となると考えられてきたが、Owusu 判決によって、この文言の解釈が改めて問題とされていた。岡野・前掲注(72)、35頁参照。

(90) 第19条は訴訟競合に関する規定であり、EU 加盟国内で訴訟競合の状況になった場合、後訴裁判所は前訴裁判所の管轄権が確定するまでのあいだ自らの訴訟を stay しなければならないと規定している。

**Article 19: Lis pendens and dependent actions**

1. Where proceedings relating to divorce, legal separation or marriage annulment between the same parties are brought before courts of different Member States, the court second seised shall of its own motion stay its proceedings until such time as the jurisdiction of the court first seised is established.

2. Where proceedings relating to parental responsibility relating to the same child and involving the same cause of action are brought before courts of different Member States, the court second seised shall of its own motion stay its proceedings until such time as the jurisdiction of the court first seised is established.

用されないケースにおいてなされることを明確にする。Sch 1 para 9 の下での裁判所の裁量権行使は、競合する訴訟が EU 非加盟国で係属している場合には依然として維持されるのであり、この解釈は EU 法とは矛盾しない。この解釈は「ブラッセル IIbis 規則」の第19条における明示的な規定に合致しており、EU 非加盟国との訴訟競合を取り扱うメカニズムを提供しており、矛盾する判決のリスクを減じるからである。

④上記の理由により、裁判所は当該訴訟を stay する司法的裁量権を維持する<sup>(91)</sup>。

以上のように述べた上で、Theis 裁判官は、ニューヨーク裁判所とイングランド裁判所での審理を比較衡量し、ニューヨークは離婚に関して明らかにより適切な法廷地であると判示して、妻の申立てを stay すると結論した。

#### <判例の位置づけ>

本判決は、先にも述べたように、「ブラッセル IIbis 規則」の下でイングランド裁判所が管轄権を有している事案において、フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay が可能であることを初めて判示した判決であり、重要性は高い。また、慎重な考察の下に説得力のある理由づけにより結論を導いているとして、イングランドの実務家からは高く評価されている<sup>(92)</sup>。

---

3. Where the jurisdiction of the court first seised is established, the court second seised shall decline jurisdiction in favour of that court.

In that case, the party who brought the relevant action before the court second seised may bring that action before the court first seised.

(91) JKN v JCN, *supra* note 84, [150].

(92) David Hodson, *supra* note 33, 164. 本判決で夫の側の事務弁護士として活動した Tom Amlot は、「ブラッセル IIbis 規則」が「早い者勝ち」の

なお、JKN v JCN 事件において夫側の代理人として関与した Timothy Scott QC が同判決のコメントをだしているが、そのコメントの中でも、<sup>(93)</sup> Owusu 事件に適用されていた「ブラッセル I 規則（ブラッセル I 条約）」と、JKN v JCN 判決に適用された「ブラッセル IIbis 規則」との違いに焦点を当てた 2 点の指摘がこの問題のポイントをついていると考えられるため、以下に紹介しておく。

① 「ブラッセル I 規則」の第 2 条と「ブラッセル IIbis 規則」第 3 条の違い<sup>(94)</sup>

表面的に見れば、「ブラッセル I 規則」の第 2 条と「ブラッセル IIbis 規則」第 3 条とは似ている。「ブラッセル I 規則」は、被告は自らの住所地である EU 加盟国の裁判所において「訴えられるものとする (shall be sued)」と規定する。「ブラッセル IIbis 規則」においては、管轄は第 3 条 1 項 a 号の 6 つの管轄原因の一つに合致する裁判所か、あるいは複数の国籍（またはドミサイル）の規定である第 3 条 1 項 b 号の規定に合致する裁判所に「あるものとする (shall lie)」と規定する。

Theis 裁判官は、ここには重要な区別があると見ている。<sup>(95)</sup> ECJ は Owusu

---

ルールを導入したことにより、他の EU 加盟国裁判所に管轄が成立しうる状況においては、国際家事事件を扱う実務家は、当事者に離婚訴訟をいち早く提起するようアドバイスすることが求められ、ハードであった。しかしながら、本判決が下されたことにより、少なくとも可能性のある法廷地が EU 非加盟国である場合には、この「早い者勝ち」の厳しいルールは緩和されることになった、とコメントしている。Tom Amlot, “Forum Shopping: JKN v JCN,” *Family Law* September [2010] 991, 993.

(93) Timothy Scott QC, “JKN v JCN: OWUSU v Jackson meets BIIR at Last,” *Family Law* July [2010] 740.

(94) *Ibid.*, 741.

(95) この点について Theis 裁判官は JKN v JCN, *supra* note 83, [147 (v) (a) (b)] で述べている。

判決において、「ブラッセル I 規則」の文言は強行規定であると判示し、これは Owusu 事件の判決理由の中心となる部分となっている。Theis 裁判官は、これに対し「ブラッセル IIbis 規則」の文言は、人が訴えられなければならないただ一つの管轄を規定した強行規定というよりは、むしろ管轄成立の容易化を目指したものであると見た。Owusu 判決の中心をなす法的確実性の原則は、それ故「ブラッセル IIbis 規則」においては、重要度はより少ないと判断したのである。

(96)  
② DMPA

Owusu 判決と「ブラッセル IIbis 規則」との 1 つの明確な区別は、Owusu 判決においてはコモン・ロー上のフォーラム・ノン・コンビニエンス法理が問題となったが、「ブラッセル IIbis 規則」においては、DMPA という制定法が関わっているという点である。DMPA Sch 1 para 9 は、制定法上の文書によって修正されており、修正された Sch 1 para 9 は、訴訟が「理事会規則」によって規律される手続き以外の場合には訴えを stay できると規定している。『「理事会規則」によって規律される手続き』を狭義に解釈すれば、「手続き以外の場合」とは、他の加盟国において並行訴訟が存在する場合以外の、すなわち「ブラッセル IIbis 規則」第 19 条の「早いもの勝ち」の規定以外のいかなる訴訟をも指すことになる。これに対して広義に解釈すれば、「手続き」の文言は第 3 条の下で管轄が成立するすべての訴訟を意味することになる。この解釈に基づけば、stay をする権限は、加盟国の裁判所が管轄を有さず、第 7 条の「残余管轄」が適用される場合に限定されることになる。

この点につき Theis 裁判官は、狭義の解釈が望ましいと判示した。修正の目的は制定法を規則と一致させることにあったのであり、これは狭義の

---

(96) Timothy Scott QC, *supra* note 94, 741-742.



解釈によって得られることになる。もしも議会が、第7条が関わる少数の事例にのみ stay が認められることを望んでいて、stay をする権限を取り除くことを意図していたならば、より明確な文言を用いることができたであろうし、用いたであろう。

(2) AB v CB 判決<sup>(97)</sup>（第一審判決）および Mittal v Mittal 判決（控訴<sup>(98)</sup>審判決）

JKN v JCN 判決の2年後、イングランド裁判所とインドの裁判所との間で訴訟競合となったのが本事案である。第一審裁判所は2012年、JKN v JCN 判決を支持し、「ブラッセル IIbis 規則」の下での stay は可能であるとの判決を下した。判決は AB v CB 判決の名で公表されている。妻は控訴したが、2013年、控訴院裁判所も第一審判決を支持し stay を認めると判示した。この問題についての初めての控訴審判断として極めて重要な判決である。なお控訴院判決は Mittal v Mittal 判決として公表されている。

#### <事実の概要>

夫婦は共にインド国籍を有し、インドで出生し、インドで婚姻した。婚姻後、夫婦はしばらくインドで暮らし、夫婦の間にはインドで出生した1人の子がいた。2006年10月に、夫は仕事のため連合王国に移り、数ヶ月後、妻と子どもと暮らすために連合王国にやってきた。2009年、一家が休暇でインドに3か月の予定で滞在中、夫は1人でいったん連合王国に戻り、妻の連合王国行きチケットをキャンセルし、再びインドに戻ってインドで離婚訴訟を提起した。インドから連合王国へ出発しようとしてチケットがキャンセルされていることを知った妻は、その後自分でチケットを購

(97) AB v CB [2012] EWHC 3841 (Fam), [2013] 2 FLR 29.

(98) Mittal v Mittal [2013] EWCA Civ 1255.

入して連合王国に戻ったが、到着時に当局より夫がもはや妻を支援しないこと、夫がインドで離婚訴訟を開始したこと、そのため妻の在住資格が問題となることを知らされた。妻は連合王国に一時的に滞在する許可を与えられたが、滞在延長の申立てが認められず、10か月滞在后、2010年に子と共にインドに戻った。夫は連合王国に居住し働き続けた。夫婦の間で扶養手当等についての決着がつかず、2011年に妻は「ブラッセル IIbis 規則」第3条に基づき、夫の常居所地がイングランドにあることを管轄原因として、イングランド裁判所に離婚訴訟を提起した。夫がイングランド訴訟の stay の申立てをしたため、裁判所は夫に対し stay 審理の期間中インド訴訟を差し止める旨の Hemain 差止命令<sup>(99)</sup>を出した。これに対し妻は、イングランド裁判所は stay する権限を有していないと主張してイングランド訴訟の stay を解除する命令を求めた。夫は2012年にインドに戻り、イングランドの雇用主からも解雇され、インドで妻とは別に暮らしている。

#### <第一審の判旨>

本件は、妻から夫に対する扶養解怠の訴えもなされていたが、Bodey 裁判官は、まず妻のイングランドでの離婚訴訟の stay の可否について判断し、stay が認められることによって夫に対するインドでの離婚訴訟の Hemain 差止命令が解除されるかどうかを判示した。判旨の要点は以下の通りである。

① Owusu 判決：Owusu 事件において ECJ が、「ブラッセル I 条約」の第

---

(99) 家族関係事件においてのみ用いられる、期限を区切った差止命令のこと。イングランド裁判所が stay を申し立てた当事者に対して、stay の可否の判断が出るまでの間、他国で自らが申立人となった離婚訴訟の追行の差止を命ずるもの。Hemain v Hemain 判決 [1988] 2 FLR 388 の名をとって Hemain 差止と呼ばれる。岡野・前掲注(72)、37頁以下参照。

(100) AB v CB, supra note 97, [17].

2条は、締約国間同士の関係だけでなく、締約国と非締約国との間にも適用されると判示したが、その理論的根拠は、法的確実性であり、管轄についての条約の規定の予測可能性を損なういかなる裁量的なものも防止しようとすることにあった。また Owusu 事件には訴訟競合は生じておらず、これが本事案とは事実的に区別される点である。

② JKN v JCN 判決<sup>(101)</sup>：家族法の領域についても、「DMPA Sch 1 para 9 に規定される訴訟 stay の裁量権はもはや存在しない」という主張が、JKN v JCN 事件において Theis 裁判官に提示された。Theis 裁判官は、その優れた判決文においてその主張を退けた。

③ JKN v JCN 判決の理由づけ<sup>(102)</sup>：本事案における妻側の主張は、JKN v JCN は「間違っているか事案を異にする」というものである。しかしながら私はこれに同意しない。私は JKN v JCN 判決は正しいと考えるし、その理由付けを採用する。すなわち、一方では EU 加盟国間での「訴訟競合」についての明確な規則があって、(例えば「ブラッセル IIbis 規則」第19条の下で)「後訴裁判所」は「前訴裁判所」の管轄が確立するまで自らの訴訟を stay しなければならない、と定められているのに、EU 非加盟国との間の訴訟競合についてそのようなメカニズムが存在しないというのは「奇異なこと」であろう。そのような結論は、Theis 裁判官が JKN v JCN で述べたように、「法の欠缺 (lacuna)」<sup>(103)</sup> となろう。

④ DMPA<sup>(104)</sup>：Theis 裁判官と同様に、私も次のように考える。すなわち、もしも EU 非加盟国との間に訴訟競合となっている場合につき DMPA の制定法上の裁量を廃止することが立法時に意図されていたのであれば、これ

---

(101) Ibid, [18].

(102) Ibid, [19].

(103) JKN v JCN, supra note 83, [149].

(104) AB v CB, supra note 97, [20].

が文言上明確にされていたであろうということである。その代わりに制定法上行なわれたことは、DMPAのSch 1 para 9に、「理事会規則によって規律される手続き以外に」の文言を追加したことのみであり、それ以外は、para 9は完全な状態で残されたのである。私はこれらの追加された文言の適切な解釈について、再びTheis裁判官に同意したい。つまり全体的な文脈において、これらの文言は「狭義の」解釈を要求しており、それはすなわち、para 9によって裁量権の行使の除外が要求されているのはEU加盟国間での訴訟競合のケースであり、EU非加盟国との間での訴訟競合の場合にはこれに当たらない、というものである。この結論の論理的根拠は、「ブラッセルIIbis規則」第19条（訴訟競合についての条文）にある「最初に係属した（裁判所の管轄を優先させる）」というメカニズムの存在である。これは、EU加盟国に適用され、加盟国間の管轄の抵触を解決する規定である。

Bodey裁判官は、以上の理由を述べ、さらに最近の商事事案であるFerrexpo A G v Gilson Investments Ltd [2012] EWHC 721 (comm)においても、Owusu判決の法理が考察された上で、JKN v JCN判決の結論と理由づけが支持されていると付け加えた上で、イングランド裁判所にはstayをする権限があるとの結論を示した。<sup>(105)</sup>

その上でBodey裁判官は、イングランド裁判所とインド裁判所とを比較し、インド裁判所が「より適切な法廷地である」と判断して、イングランドでの訴訟のstayを認めた。

#### <控訴審の判旨>

妻側は控訴し、さらにOwusu判決が「ブラッセルIIbis規則」に適用さ

---

(105) Ibid, [21]-[22].

れるか否かの判断を ECJ に付託することを求めた。控訴院は、妻の控訴を全員一致で棄却し、ECJ への付託も拒否した。判決の要旨は以下の通りである。

<sup>(106)</sup>  
① Owusu 判決：Lewison 首席裁判官は、Owusu 判決が「ブラッセル IIbis 規則」に適用されない理由として以下の 6 点を挙げている。

(i) Owusu 判決は本事案とはほとんど関係がない。Owusu は、商事事案を規律する条約の文脈の下で下された判決である。これに対し「ブラッセル IIbis 規則」は、商事事案には関係していない。

(ii) 「ブラッセル IIbis 規則」の文言は、「ブラッセル I 規則」の文言とは極めて異なっている。「ブラッセル I 規則」第 2 条は、強行規定であるのに対し、「ブラッセル IIbis 規則」第 3 条は、管轄成立を容易化する規定である。

(iii) Owusu 判決において、ECJ もその法務官も、EU 非加盟国に並行訴訟または関連訴訟が係属している場合に加盟国裁判所が訴訟を stay できるか否かの質問に答えることを拒否している。

(iv) 「ブラッセル I 規則」の政策目標は、「ブラッセル IIbis 規則」のそれとは異なる。

(v) 「ブラッセル IIbis 規則」自身が、異なる法体系における多様性を認めており（管轄原因の基準を「国籍」と「ドミサイル」の両方を国によって使い分けている）、この「多様性」は、Owusu 判決が「ブラッセル I 規則」の趣旨に反するとしたものである。

(vi) 「ブラッセル I 規則」の基本となる方針は「ブラッセル I Recast」第 33 条、34 条によって変更され、これらの条文により EU 加盟国は、EU 非加盟国に並行訴訟または関連訴訟が係属している場合には、裁量的 stay

---

(106) Mittal v Mittal, supra note 98, [37].

をすることが認められることとなった。

- (107)
- ② DMPA：また、第一審でも争点となった DMPA の解釈については、DMPA が修正されたのは「ブラッセル IIbis 規則」の下で効力を有するようになることのみが目的であって、裁判所が stay をする権限を制限するための修正であると解釈するべきでない。また、もしも DMPA の文言が妻側の主張するように広く解されるとしても、イングランド裁判所は、Senior Courts Act 1981 section 49 (2) の下で stay をする本来的管轄権 (inherent jurisdiction) を保持しており、これも DMPA の下での裁量権と同様に行使することができる。
- ③上記の理由により、妻の控訴を棄却する。また ECJ への付託も必要とは考えない。

Lewison 首席裁判官はこのように判示し、最後に、フランス破棄院の 2009年6月17日判決<sup>(108)</sup>においても、「ブラッセル IIbis 規則」の下で、EU 非加盟国であるアイスランドとフランスとの間の訴訟競合の事案について、フランスでの離婚裁判の stay が認められていることに言及している。そして、自分が本判決で達した結論は決してコモン・ローの法律家の特異なものではなく、ヨーロッパ大陸の大陸法の法律家たちとも共有される結論であると述べている<sup>(109)</sup>。

#### <判決の位置づけ>

Owusu 判決の「ブラッセル IIbis 規則」への適用の問題については、学

---

(107) Ibid, [48]-[49].

(108) Cour de Cassation, 17 juin 2009, 08-12456.

<<http://www.legifrance.gouv.fr/affichJuriJudi.do?oldAction=rechJuriJudi&idTexte=JURITEXT000020767994&fastReqId=1798252616&fastPos=1>> より入手可。

(109) Mittal v Mittal, supra note 98, [50].

説上の議論はなされていたものの、判例としては、stay を認めた JKN v JCN 判決が一例あるのみであったため、同判決の後、上級審での判断が長らく待たれる状態であった。<sup>(110)</sup> 本判決は、この問題についての初めての控訴院判決であり、しかも stay を認める判断が下されたため、極めて重要視されている。イングランドにとっては、この判決により、オーストラリア、カナダなど、裁量的 stay のルールを有する他の英米法系諸国との間で、離婚裁判における裁判所への「早い者勝ち」の競争を避けることができることを意味する。<sup>(111)</sup> 歴史的に関連の深いこれら英米法系諸国の方が「より適切な法廷地」であるような事案において、イングランド裁判所が「ブラッセル IIbis 規則」に縛られ自らの訴訟を stay できないことは、これらの国との関係を損ねるとの批判がなされていた。<sup>(112)</sup> そのため、本判決は EU 域外諸国にとっても重要な意味を持つと評価されている。すなわちこの判決は、EU はヨーロッパを越えた他の世界のために立法するものではなく、またヨーロッパの裁判所（今回はイングランドの裁判所）と事案との関係が希薄なケースにまで同裁判所に準世界的な裁判所の役割を与えるものではないことを確認したとの評価である。<sup>(113)</sup> イングランドの視点としては、他の英米法系諸国を念頭に入れての評価であろうが、わが国を含むその他の EU 非加盟国にとっても大きな意味を持つ判決であると考えられる。もっとも、妻側は最高裁判所への上告を求めており、それが認められるかどうか待たれるところではある。

---

(110) David Hodson, *supra* note 33, 298.

(111) Tim Amos QC and Duncan Brooks, “ittal v. Mittal: English Family Courts Still Open for Business in the Wider World.”  
<<http://www.familylawweek.co.uk/site.aspx?i=ed118895>> より入手可。

(112) David Hodson, *supra* note 33, 165.

(113) Tim Amos QC and Duncan Brooks, *supra* note 111.

### (3) 「ブラッセル I Recast」の与える影響

ちなみに、Owusu 判決の残した問題点については、「ブラッセル I 規則」改正時に活発な議論がなされ<sup>(114)</sup>、その結果、「ブラッセル I Recast」第33条 1 項に、EU 非加盟国裁判所と訴訟競合の状態になっている場合には、EU 加盟国裁判所は一定の条件のもとに自らの訴訟を stay できるとの規定がおかれ、この問題に立法的解決がなされている。これを前提とすれば、JKN v JCN 判決および Mittel v Mittel 判決 (AB v CB 判決) の判断、すなわち「ブラッセル II bis 規則」の下において、EU 非加盟国裁判所との間ですでに訴訟競合の状態になっている場合には裁量的判断による stay は認められるとの判断が<sup>(115)</sup>、今後も認められる可能性は高まったと考えられる。

### (4) 「扶養規則」における裁量的 stay の可否

それでは「扶養規則」においてはどうか。「扶養規則」の訴訟競合の規定である第12条もまた「ブラッセル II bis 規則」第19条と同じく、前訴裁判所に優先権を与え、後訴裁判所は自らの訴訟を stay しなければならないとする強行規定をおき、いわゆる「早い者勝ち」の規定となっている。

---

(114) 岡野・前掲注(60), 38-41頁。

(115) Briggs も両判決を評して、「ブラッセル I Recast」第33条を踏まえてみれば、これらの判決の結論が正しいということが、当初考えられていたよりも一層明らかになったと言える、と述べている Adrian Briggs, *Private International Law in English Courts*, (2014), 914-915, at note 93.

(116) Article 12: Lis pendens

1. Where proceedings involving the same cause of action and between the same parties are brought in the courts of different Member States, any court other than the court first seised shall of its own motion stay its proceedings until such time as the jurisdiction of the court first seised is established.
2. Where the jurisdiction of the court first seised is established, any court



そして、「ブラッセル IIbis 規則」における「早い者勝ち」のルールが、当事者間の話し合いおよび調停の余地を減じさせ、裁判所への駆け込みの訴えを助長するとの批判を受けてきたのと同様に、<sup>(117)</sup>「扶養規則」に対しても、<sup>(118)</sup>イングランドの家族法の実務家を中心に、この点が懸念されている。

そのため「扶養規則」の下でも、EU 加盟国裁判所と EU 非加盟国裁判所との間で訴訟競合の状態になっている場合に、EU 加盟国裁判所は自らの訴訟を裁量的に stay することが認められるか、が問題となる。この点につき、Owusu 判決をそのままに反映させ、「扶養規則」の下では裁量的 stay は認められないとの主張もなされている。<sup>(119)</sup>しかしながら上述の通り、2013年発効の「ブラッセル I Recast」では、EU 非加盟国裁判所との間の訴訟競合については、立法的解決がなされており、Owusu 判決をそのまま反映させるという見解がストレートに妥当するとは考えにくい。<sup>(120)</sup>そのことを踏まえた上で、上記 JKN v JCN 判決および Mittal v Mittal 判決 (AB v CB 判決) の判示を参考にすれば、「扶養規則」12条は、「ブラッセル IIbis 規則」第19条と同様に、EU 加盟国内での訴訟競合についてのみ規定して

---

other than the court first seised shall decline jurisdiction in favour of that court.

(117) Maarit Jänterä – Jareborg, “Jurisdiction and Applicable Law in Cross-Border Divorce Cases in Europe”, in Jürgen Basedow, Harald Baum and Yuko Nishitani (eds) *Japanese and European Private International Law in Comparative Perspective* (Mohr Siebeck, 2008) 317, 327.

(118) David Hodson, supra note 33, 301.

(119) Paul Beamont, supra note 30, 541. および同論考を引用している、金・前掲注(42), 45頁。

(120) Beamont の上記論考は、「ブラッセル I Recast」発効前に公表されたものであり、また同論考の中で Beamont 自身も、「ブラッセル I 規則」改正の際には、この問題への言及が必要であると述べて、同規則における立法的解決の必要性を示唆している。Paul Beamont, supra note 30, 541, at note 64. 金・前掲注(42), 45–46頁も同旨か。

いる点がまず指摘しうる。また、Timothy Scott QC の JKN v JCN 判決についてのコメントを参考にすれば、「扶養規則」第3条も「ブラッセル IIbis 規則」と同様に、選択的管轄規則をおいている点もまた指摘できる。これらを総合的に考えれば、「扶養規則」の下で EU 加盟国裁判所に管轄が成立し、なおかつ EU 非加盟国との間で訴訟競合の状態になった場合、EU 加盟国裁判所は自らの訴訟を stay できるとの解釈はあり得よう。EU 非加盟国であるわが国との間の訴訟競合においても、日本の裁判所が「より適切な法廷地」であることを主張して、日本での訴訟が認められる可能性はあり得ると思われる。

#### 4. 「扶養」と「夫婦財産制」の区別

##### (1) 連合王国での取り扱い

「扶養規則」の Recital 11 は、「扶養義務」の文言は自律的に解釈されるべきであると述べている。とはいうものの、同規則が対象としているのは第1条1項に規定されるように、家族関係、親子関係、婚姻関係、姻族関係から生じる「扶養義務」であって、いわゆる夫婦財産制の問題は対象としない。

他方で、連合王国のイングランド・ウェールズやアイルランドにおいては、伝統的に、夫婦財産制の問題と扶養とは概念的に絡み合わさっており、配偶者が互いに支援しあう義務（扶養義務）は、婚姻終了時の財産の分配とリンクしてきたと説明される。<sup>(121)</sup> 例えばイングランドでは、最近の2006年の Miller v Miller および McFarlane v McFarlane 貴族院判決も、これま

---

(121) Maebh Harding, *supra* note 16, 207. これに対しスコットランドにおいては、扶養と夫婦財産制の問題には明確な区別がなされていると説明される。Ibid, 208-209.

(122) Miller v Miller, McFarlane v McFarlane [2006] UKHL 24, [2006] 2 AC 96(258) 法と政治 66巻2号 (2015年8月)

での伝統的な裁判所の対応を支持し、夫婦関係破綻に際しての夫婦間の財産問題について裁判所は、当事者の「ニーズ：needs」と「補償：compensation」と「分配：share」の3つの要素を別々に考慮して判断を下すとの指針を示している。すなわち、裁判所はまず、①当事者の「ニーズ」が満足されることを保証しなければならず、その上で何らかの残された資産があれば、②婚姻により損害を被った配偶者に対してその補償をし、その後さらに資産が残るような富裕な配偶者間の事例においては、その段階ではじめて③婚姻の果実を分配する、との処理を行う。これらの処理のために裁判所は一時金の支払、定期的な支払い、財産の調整命令など様々な命令を与えることができる<sup>(123)</sup>。したがってイングランドにおいては、婚姻前の夫婦財産契約により各配偶者の個人的な財産を囲い込む合意をしていたとしても、それが現実化するのには、③の段階に進めるだけの十分な資産のあるカップルの場合のみであることになる<sup>(124)</sup>。

このような伝統的実務が行われてきたイングランドでは、他のEUの大陸法系の国との間で夫婦間の財産問題が争点となった事案においては、しばしば「扶養」と「夫婦財産制」の区別が問題となってきた。この問題は、「扶養規則」導入前には、当事者からの請求が「ブラッセルI規則（ブラッセルI条約）」の適用範囲に入るか否か、すなわち「ブラッセルI規則」の下でイングランド裁判所の判決が他のEU加盟国で承認・執行されるか否か、あるいは同規則の下で訴訟競合のルールが適用されるか否か、という形で争われた。これらの先例は、現在では「扶養規則」の対象となるか

---

618. 控訴院から上告された Miller 事件と McFarlane 事件とを貴族院が合わせて判示したもの。同判決については Maebh Harding, *supra* note 16, 207 でも言及されている。

(123) Maebh Harding, *supra* note 16, 207.

(124) *Ibid.*, 208.

否かの問題として、依然として参考となるため、以下では、その代表的な判例を2つ挙げる。

(2) Van den Boogaard v Laumen <sup>(125)</sup> 判決

「扶養」と「夫婦財産制」の区別の問題について、ECJのリーディングケースとなるのが、1993年のVan den Boogaard v Laumen 判決である。

<事実の概要>

これは、夫 Van den Boogaard と妻 Laumen との離婚に際し、妻からの付随的財産救済申立てを受けてイングランド裁判所が出した資産譲渡を含む命令が、「扶養」にあたるかが問題となった事案である。彼らは1957年に夫婦共有財産制をとるオランダで婚姻した。1980年、彼らはオランダにおいて、彼らの婚姻財産を夫婦別産制に変更する旨の夫婦財産契約を締結した。夫婦は1982年にロンドンに移住し、その後ロンドンで離婚手続きが行われた。1990年、イングランド高等法院は離婚を認める判決を下し、また妻からの付随的財産救済申立てについて裁判所は、妻が「後腐れのない破綻 (clean break)」を望んでいたことから、妻が定期的な支払いではなく一時金として合計875,000ポンド受け取ることを認めた。その内訳は、妻自身の資産、動産の売却代金、不動産の譲渡分などとして535,000ポンドと、夫から妻への支払いとしての340,000ポンドとなっていた。イングランド裁判所はまた、夫婦がオランダで締結した夫婦財産契約は、本判決の判断には何ら関係ないと述べていた。妻がオランダ裁判所に当該判決の執行を求めたところ、それが「扶養」を命ずる判決として当時の「ブラッセル I 条約」の下で承認される命令か否かが問題となった。オラ

---

(125) C-220/95 Boogaard v Laumen [1997] ECR I-1147, [1997] OB 739, [1997] 2 FLR 399. この判決については Maebh Harding, *supra* note 16, 217, David Hodson, *supra* note 33, 305. にも紹介が載っている。

ンダ裁判所は、この判決は「扶養」というよりは「夫婦財産制」に関連していると考え、ECJにその解釈を付託した。

### <判旨>

ECJのJacobs法務官は、「ブラッセルI条約」のシュロッサー・レポート<sup>(126)</sup>を引用しつつ、次のように見解を示している。連合王国の裁判所は、扶養に関する財産的命令を下すにあたり、定期的な支払い命令のみならず一時金の支払い命令も含めて、広い裁量権を有しており、「扶養」とは単に定期的な支払いのことを言うのではない<sup>(127)</sup>。イングランド法では、資産の衡平な分割と扶養とを区別することは、むしろ恣意的であることを意味している<sup>(128)</sup>。一時金の支払いは、「扶養」あるいは「夫婦財産の分割」のいずれにでも関係しうるものであり、執行国裁判所は、個々の命令が「扶養」にあたるか否については、その支払いの性質を見て判断すべきである<sup>(129)</sup>。

ECJは、Jacobs法務官の意見を参考にした上で、次のように判示した。イングランド裁判所の下した命令を「扶養」として執行できるかどうかを決定するためには、イングランド裁判所の判決理由をみる必要がある。認められた給付が、一方配偶者が自給できることを意図してなされた場合には、あるいは各配偶者のニーズと資産とがその金額の決定において考慮されたのであれば、その判決は「扶養」に関係するであろう。他方で、その認められた給付が配偶者間の財産の分割にのみ関係しているのであれば、その判決は婚姻関係から生じた財産の権利に関係し、それゆえ「ブラッセル

(126) 連合王国、アイルランド、デンマークが加盟し一部改正された「ブラッセルI条約」のPeter Shlosserによる公式報告書。[1979] OJ C 59/71.

(127) [1997] QB 739, [41]. Jacobs法務官のコメントは[1997] QB 739に記載されている。

(128) Ibid, [62].

(129) Ibid, [43].

ルI条約」の下では執行できない。両方が混じった命令については、その一部（扶養に該当する部分）が執行可能になる。<sup>(130)</sup>

#### <判決の位置づけ>

ECJは、ある命令が「扶養」か「夫婦財産制」かを決定するための基準は、それを与えた裁判所の命令の目的によって判断するとの基準を示した。しかしこの基準を用いるためには、判決裁判所がその命令の目的を明確に説明していることを前提とする。この点につきHardingは、イングランドの付随的救済の目的は、制定法的に明確に定義されているのではないことを指摘し、貴族院のMillerおよびMcFarlane判決で示された3段階の基準の下で判断すれば、ニーズと補償が扶養と認識されるかもしれず、婚姻の果実の分配のみが厳密な意味での夫婦財産に関する問題と判断されるかもしれない、というレベルに過ぎないと述べて、ECJの示した基準が的確に機能するかについて疑問を示している。<sup>(131)</sup>

#### (3) Moore v Moore 判決<sup>(132)</sup>

イングランド裁判所の2007年のMoore判決は、外国裁判所での財産請求が扶養請求にあたるか否か、そしてイングランド裁判所での財産請求との間で、「ブラッセルI規則」の下での訴訟競合の状況が生じているか否か、が問題となった事案である。イングランド裁判所は、ECJの上記Van den Boogaard v Lauman判決を参照しつつ、「扶養」の意味について詳細に考察し、6つのポイントを挙げている。

---

(130) Boogaard v Laumen supra note 125, [22].

(131) Maebh Harding, supra note 16, 218.

(132) Moore v Moore [2007] EWCA Civ 361, [2007] 2 FCR 353, [2007] 2 FLR 339.

### <事実の概要>

当事者は極めて富裕なイギリス人夫婦で、税金逃れのために短期間の予定でスペインに子らと共に移住していた。スペインで夫婦関係は破綻し、夫はスペイン裁判所に離婚の申立てをしたが、当初夫は同裁判所に財産的救済の判断を求めなかった。その後、妻は離婚と財産的救済をイングランド裁判所に申し立てたが、夫のスペイン裁判所への離婚申立てが先になされていることから「ブラッセル II 規則」<sup>(133)</sup>により、イングランド裁判所への妻のこれらの申立ては拒否された。スペイン裁判所での離婚手続きの間に、夫婦は財産問題について和解に達しようと試みたが成功しなかった。離婚が認められた後、夫はスペイン裁判所に財産処分の決定の申立てをした。妻は、その後イングランド裁判所に追加的な財産救済の申立てをして許可を得た。これに対し夫は、自分のスペイン裁判所での申立ても、その後に妻がイングランド裁判所に行った申立ても、ともに「ブラッセル I 規則」の下での扶養請求にあたるとして、後訴裁判所であるイングランド裁判所は妻からの申立てを却下するよう申し立てた。第一審裁判所の McFarlane 裁判官は、スペイン裁判所での夫の申立ては扶養請求ではないと判断し、イングランド裁判所は妻からの申立てを受けて審理すると結論したため、夫は控訴した。

### <判旨>

Thorpe 裁判官は、スペイン裁判所への夫の申立てが扶養請求にあたる

---

(133) Council Regulation (EC) 1347/2000 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in matrimonial matters and in matters of parental responsibility for children of both spouses. OJ L 160/19. 「ブラッセル II bis 規則」の前身となる規則。2001年3月1日発効。「ブラッセル II bis 規則」の発効日は2005年3月1日であったため、本事案には「ブラッセル II 規則」が適用された。婚姻事案に関する規則はいずれもほぼ同じである。

か否かを判断するに際し、「扶養」と「夫婦財産制」とを区別した上述のECJのVan den Boogaard v Lauman判決から、次の6つのポイントを見出している。<sup>(134)</sup>

(1) 請求が扶養であるか否かは、文言の解釈に依拠する。国内法上の呼称、例えば「扶養命令」であるか等の呼称は、決定的な要素ではない。

(2) 一時金の支払いや、財産権の移転は、それが配偶者の援助 (support) を意図するものであれば、扶養の性質になりえる。

(3) 一時金の支払いや、財産権の移転は、その唯一の目的が、財産の分割または補償であれば、それは扶養ではない

(4) 資産の分割としてなされた一時金または財産権の移転は、財産権に関する問題であり、扶養ではない。

(5) 請求が扶養に関するか否かは、その目的によって決まり、特に、一方配偶者が自活できることを目的としているか否かが含まれる。

(6) 財産給付が配偶者間の財産分割にのみ関わる場合には、それは財産権から生じる権利に関するものとなり、「ブラッセルI規則」の下では執行できない。

これらの基準に基づき、Thorpe 裁判官は、夫がスペイン裁判所に申し立てているのは「財産の調整 (wealth adjustment)」であり、これは、扶養というよりはむしろ財産分与の事案であると判断した。したがって、イングランド裁判所での妻の申立てが、「ブラッセルI規則」の下での訴訟競合を理由として排除されることはないとして、夫の控訴を棄却した。

#### <判決の位置づけ>

この判決は「ブラッセルI規則」の下での「扶養」の意味を詳しく考慮

---

(134) Moore v Moore, supra note 132, [80]. David Hodson, supra note 33, 306.



したものであるが、「扶養規則」の下でも意義を持つ重要な判決であると<sup>(135)</sup>して実務家からは評価されている。本判決は、貴族院の Miller および McFarlane 判決で示された3つの考慮要素のうちの、2つ目の「補償」について、扶養ではないと述べている点は、ECJの Van den Boogaard 判決について Harding が上記コメント中で述べている認識とは異なっている。とはいえ本判決は、「ブラッセル I 規則」、すなわち現在では「扶養規則」の下での「扶養」が広い意味を持ち、主としてイングランドの伝統的実務で行ってきた「ニーズ」に匹敵するものであるとの判断を示しており、この<sup>(136)</sup>点が注目されている。

#### (4) 「扶養規則」の適用範囲に入る財産命令

Moore 判決の示すところに従えば、イングランド裁判所の出す財産命令のかなり多くは、それが一時金の支払または財産権の移転であったとしても、「扶養規則」の下でも、全体としてあるいは部分的に「扶養」になるであろうと解されている。<sup>(137)</sup>一時金の支払は、資産化された扶養であるかもしれないし、財産権の調整は、住まいのニーズを提供するためになされるのかもしれない、当事者の「ニーズ」に基づくものである限り、広義の「扶養」と解されうることになるからである。したがって、「扶養規則」にカバーされないのは、ニーズに基づかない純粋な財産分配の命令のみと解されるべきであろうと主張されている。<sup>(138)</sup>イングランド離婚裁判所は、全ての財産的問題を扱う命令を発し、その命令には、ニーズに基づいた重要な部分あるいは全体が含まれているため、実務的観点からは、「扶養規則」

---

(135) David Hodson, *ibid.*

(136) *Ibid.*, 307.

(137) *Ibid.*

(138) *Ibid.*

の下で他の EU 加盟国での執行が予想される場合には、裁判所命令には、どの部分が扶養にあたるかを、明記しておいてもらうのが望ましいと指摘されている。<sup>(139)</sup>

### Ⅲ. 夫婦財産制

「扶養規則」をめぐる上記の議論がなされる中、EU はさらに、夫婦間の財産問題のもう一つの観点である夫婦財産制を規律する EU 規則として「夫婦財産制規則提案」を2011年3月に上程した。同提案は、夫婦関係が破綻した際の、扶養以外の財産的な問題を扱うものである。「夫婦財産制規則提案」はまだ規則として採択されていないが、本章で簡単にその概要をみることにする。

#### 1. 「夫婦財産制規則提案」<sup>(140)</sup>

「夫婦財産制規則提案」は、夫婦財産制に関する国際裁判管轄、準拠法、および判決の承認と執行に関する提案である。同提案は34条からなっており、以下のように構成される。

第1章（1条～2条）：適用範囲及び定義

第2章（3条～14条）：裁判管轄

第3章（15条～25条）：準拠法

第4章（26条～34条）：判決の承認・執行、公正証書、裁判所の和解

第5章（35条）：第三者への効力

---

(139) Ibid.

(140) Peter Stone, *supra* note 35, 498-501. に条文ごとの詳しい説明がある。日本語の文献としては、林貴美「EU 国際家族法の動向—離婚、カップルの財産関係及び相続に関する EU 規則を中心に」国際私法年報第13号（2011）59-62頁参照。

## 第6章（36条～40条）：一般規定および最終規定

## （1）事項的適用範囲

第1条1項は、同提案が「夫婦財産制」に適用されるとし、第2条a号は、「夫婦財産制」を、配偶者間に関する財産および配偶者と第三者の間に関する財産についての一連のルールであると定義する。また第1条3項は、同提案の適用範囲から次の事項を排除している。つまり、(a) 配偶者の能力、(b) 扶養義務、(c) 配偶者間の贈与、(d) 生存配偶者の相続権、(e) 配偶者間で設立された会社、(f) 財産に関する対物権の性質を有するものおよびそれらの権利の開示、である。

## （2）国際裁判管轄

「夫婦財産制規則提案」第2章（3条～14条）は、加盟国裁判所が夫婦財産制の事案を扱う直接管轄の規定を定める。夫婦財産制の事案は、相続や離婚等の問題に伴うことが多いため、これらの問題を合わせて一つの裁判所が事案を審理することを認める方向で規定がなされている。また、裁判所の受訴の時点の確定、訴訟競合、関連訴訟等を規定する第9条から第14条の規定は、元の「ブラッセルI規則」の第25条から第31条の規定に類似している。<sup>(141)</sup>

## 1) 相続の事案

第3条は、相続に伴う夫婦財産制の問題について、「EU 相続規則」の<sup>(142)</sup>

---

(141) Peter Stone, *supra* note 35, 500.

(142) Regulation (EU) No 650/2012 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2012 on jurisdiction, applicable law, recognition and enforcement of decisions and acceptance of enforcement of authentic instruments in matters of succession and on the creation of a European Certificate of Succession. [2012] OJ L 201/107. 「夫婦財産制規則提案」が上程された時

下で管轄を有する裁判所が夫婦財産制についても裁判管轄を有すると定める。

## 2) 離婚等の事案

第4条は、離婚、法定別居、婚姻無効の事案において、「ブラッセル IIbis 規則」の下でこれらの事案につき管轄を有する裁判所は、両配偶者が合意した場合には、夫婦財産制の事案についても管轄を有すると定める。そのような合意はいつでもなすことができ、訴訟中の合意も可能である。

## 3) その他の場合

第3条、第4条のいずれにも該当しない場合について、第5条1項は、階層的管轄リストを規定する。すなわち①両配偶者の共通常居所地 (a号)、それがない場合は、②両配偶者の彼らの最後の共通常居所地国で、一方当事者がなおもその地に居住している地 (b号)、それがない場合は、③被告の常居所地 (c号)、それがない場合は、④両配偶者の共通国籍国 (連合王国およびアイルランドは共通ドミサイルのある地) (d号) の裁判所に管轄権が付与される。また、「夫婦財産制規則提案」は両配偶者に準拠法合意を認めているため、第5条2項は選択的に、両配偶者が同提案に従い自分たちの夫婦財産制の準拠法合意をした場合には、当該準拠法所属国裁判所が裁判管轄をも有すると合意することを認めている。そのような合意は、いつでもなすことができ、訴訟中の合意も可能である。

## 4) 補充的管轄

第6条は、上述の第3条から第5条の下でいずれの加盟国裁判所も管轄を有しない場合には、加盟国の裁判所は自らの領域内に所在する財産に限定して管轄を有すると定める。

---

は、「EU 相続規則」もまだ提案の状態であったが、2012年7月4日に発効し、2012年8月16日より施行されている。

### 5) 緊急管轄

第7条は、第3条から第6条の下でいずれの加盟国も管轄を有しない場合で、さらに紛争と密接に関連している第三国において裁判手続きの開始、追行が不可能な合理的な理由がある場合について、加盟国裁判所が事案を審理することを例外的に認めている。ただし、当該加盟国裁判所は紛争と十分な関連性を有していなければならない。

### 6) 訴訟競合

第12条は、複数の加盟国裁判所において訴訟競合の状態になった場合について規定する。その場合、後訴裁判所は、前訴裁判所の管轄が確定するまでの間、自らの訴訟を stay しなければならない（1項）、前訴裁判所の管轄が確定した場合、後訴裁判所は自らの管轄を拒否しなければならない（3項）。なお、第12条2項は、前訴裁判所は例外的な状況を除き、受訴後6か月以内に管轄を確定しなければならないと規定する。前訴裁判所の管轄判断に時間的なデッドラインを設ける規定は、元の「ブラッセル I 規則」にないものであり、「ブラッセル I Recast」にもこの6か月の時間枠の導入が議論されたが、結果として規定されなかったという経緯がある。<sup>(143)</sup> 他の EU 規則の訴訟競合の規定においても、「ブラッセル II bis 規則」（19条）、「扶養規則」（12条）、「相続規則」（17条）にもこのような時間枠の設定はなく、新しい試みとして注目される場所である。

### 7) 関連訴訟

第13条は、複数の加盟国裁判所に関連訴訟が並行して係属している場合に、後訴裁判所が裁量的に自らの訴訟を stay することを認める（1項）。

---

(143) Peter Stone, *supra* note 35, 500.

(144) 岡野・前掲注(60), 45頁。

### (3) 準拠法

「夫婦財産制規則提案」の第3章（15条～25条）は、準拠法について規定する。同提案は、まず第15条で、夫婦の全ての財産に単一の法が適用されると規定し、第21条で、第3章で決定された法がEU加盟国の法でなくても当該事案に適用されると規定する。また反致は、第24条によって排除されている。

#### 1) 当事者による準拠法選択

第16条は、配偶者または将来の配偶者たちが、彼らの夫婦財産に適用される法を選択することを認めている。選択の範囲は限定されており、①夫婦または将来夫婦となる者の共通常居所地法（a号）、②選択の時点における夫婦の一方の常居所地法（b号）、③選択の時点における夫婦または将来夫婦となるものの一方の本国法（c号）の中から選択するとされる。

#### 2) 当事者による準拠法選択のない場合

第17条は、上記の準拠法選択がない場合について段階的連結の規定をおく（1項）。すなわち、①夫婦の婚姻後の最初の共通常居所地法（a号）、それがなければ、②夫婦の婚姻の時点における共通本国法（b号）、それがなければ、③婚姻挙行地を含め全ての状況を考慮した上で夫婦に共通に最も密接な関連を有する国の法（c号）が準拠法となる。なお夫婦の共通の国籍が複数ある場合には、b号は適用されない（2項）。

#### 3) 準拠法の変更

第18条により、夫婦は婚姻期間中のいかなる時点においても、彼らの夫婦財産に適用される法を変更することができる。ただしその変更の選択肢は制限されており、選択時における夫婦の一方の常居所地法か（a号）、選択時の夫婦の一方の本国法（b号）に限られる。夫婦が望まない限り、その変更は将来に対しての効力しか有しない。もしも夫婦が準拠法変更に遡及効を持たせることを望んだ場合においても、その遡及効は、従前の準

拋法の下でなされた取引の効力や、第三者の権利に影響を与えることはできない。

#### (4) 承認・執行

「夫婦財産制規則提案」の第4章は、判決の承認・執行、および公正証書、裁判所の和解について定める。EU加盟国の中には、不動産に関しては国境を越えた財産命令を出さない国があり、「夫婦財産制規則提案」が作成された目的のひとつは、この問題を克服することにあったと説明される<sup>(145)</sup>。本提案は他の加盟国で下された夫婦財産制に関する判決の承認・執行のシステムを創設してこの問題に対応している。本提案に定められる判決の承認・執行の規定は、「ブラスセルI規則」に定められる規定に類似しているか、あるいはその規定を援用する規定(26条2項:判決の承認, 31条:執行可能性など)となっている。

#### 2. 「夫婦財産制規則提案」に対する連合王国の対応

2011年3月に上程された「夫婦財産制規則提案」に対し、連合王国政府は同年6月、同提案に参加することは連合王国の利益にならないとの判断に基づき、オプト・インしない決定をした。この決定は、イングランドの実務家からは高く評価されている。その理由としてHodsonは、①他の多くのEU加盟国で理解されているような意味での夫婦財産制の概念が、連合王国には存在していない。②現在連合王国の裁判所は、離婚や婚姻解消に直面している当事者たちが受け取れる財産資源について、より広い概念を用いており、その中に扶養も含まれている。③これらの多くの問題は、連合王国での伝統的な「夫婦財産制」の概念の中には含まれていないため、

---

(145) David Hodson, *supra* note 33, 350.

もしも連合王国が同提案にオプト・インすれば、同提案の適用範囲に入る事例において、連合王国の裁判所は、国際的なカップルで離婚や婚姻解消に直面した当事者の財産譲渡の観点のすべてを扱うにあたって困難に直面するだろう。と述べている。<sup>(146)</sup> また Harding は、同提案が夫婦財産契約を優遇する姿勢を示しており、そこには、婚姻前の夫婦財産契約を締結することが配偶者の当事者自治を維持するのに最善であるとする同提案の基本的な考え方があるが、これはイングランドやアイルランドにおいては共有できない考え方である、として消極的な姿勢を示している。<sup>(147)</sup> Hodson や Haring の見解は、イングランドやアイルランドでの実務を念頭においたものであるが、これらの法域における夫婦間の財産問題に関しての従来の取り扱いと大陸法系諸国でのそれとの根本的な差異をうかがわせるものである。<sup>(148)</sup>

---

(146) Ibid, 351.

(147) Maebh Harding, supra note 16, 213.

(148) Viarengo は、扶養と夫婦財産との区別の問題は、コモン・ロー諸国だけの問題ではなく、両者の概念的区別を認める大陸法系諸国においても、具体的な事案における法性決定上の問題は生じると述べ、ある EU 加盟国で「扶養」と決定されたものが他の加盟国では「財産分与」と解される可能性を指摘する。さらに、「扶養規則」と「夫婦財産制規則提案」の裁判管轄規則が必ずしも一致しないことから、複数の国の裁判所でその事案が競合して係属しうることになり、その場合、「扶養規則」は26か国で 'exequatur' の廃止を認めており、他方「夫婦財産制規則提案」はその廃止を認めていないため、「扶養」の決定は自動的に他の加盟国で承認されるが、「財産分与」の決定は、他の加盟国で公序に反するとされうると批判する。Ilaria Viarengo, "The EU Proposal on Matrimonial Property Regimes: Some General Remarks," Yearbook of Private International Law, Vol. 13 (2011), 199, 203, 205.



## IV. EU 規則相互の関係

国際家族法に関する EU 規則が次々と成立し、提案が上程されている中、これら規則・提案の相互の関係が複雑化していることが指摘されている。<sup>(149)</sup> 例えば離婚の事案についてみると、まず離婚裁判の管轄は「ブラッセル IIbis 規則」によって決定され、準拠法は参加16加盟国については「ローマ III 規則」により、その他の12加盟国については各国の国際私法により決定される。離婚後の扶養の問題に関する管轄は、「扶養規則」によって規律され、準拠法は、連合王国とデンマークではそれぞれの国際私法によって決定され、それ以外の26加盟国では、「扶養規則」が援用している「2007年ハーグ議定書」によって規律される。夫婦財産の分与に関して生じた問題は、「夫婦財産制規則提案」が成立すれば、これによって管轄及び準拠法が決定される。ただし連合王国はすでにこれにオプト・アウトすることを宣言している。

このように、離婚に関する問題を例にとってみても、「扶養」と「夫婦財産制」が互いに容易に区別される場合においてさえ、3つの規則と1つの提案が関係し、これらを的確に適用することは複雑なプロセスとなる。<sup>(150)</sup> さらに加盟国の中には、連合王国やデンマークをはじめとして、これらの規則・提案がそのまま適用されない加盟国もあり、それらの加盟国については国内法上の規範が適用されるという状況になっている。本章では、離婚に関する問題を例にとり、これらの EU 規則・提案がどのように複雑に絡み合っているかを見ていく。

---

(149) Maebh Harding, *supra* note 16, 218.

(150) *Ibid.*

## 1. 「ブラッセル IIbis 規則」「扶養規則」「夫婦財産制規則提案」における管轄規則

まず管轄の問題であるが、複数の EU 規則・提案の下で、一つの離婚事案から生じる複数の争点が異なる裁判所に係属する可能性が指摘できる。

### 1) 「ブラッセル IIbis 規則」

離婚裁判についての「ブラッセル IIbis 規則」の管轄規則は、階層的ではなく選択的な管轄規則となっているため、ある夫婦の離婚裁判につき複数の加盟国が管轄原因を有している場合、当該離婚裁判の管轄は「最初に申立てのなされた裁判所」という「早い者勝ち」のルールによって決定されることになる。そして、夫婦が離婚に伴う「扶養」および「夫婦財産制」の問題を合わせて申し立てている場合、離婚裁判の管轄が認められた裁判所がこれらの問題も合わせて審理できるかは、「扶養規則」「夫婦財産制規則提案」の管轄規則により判断される。

### 2) 「扶養規則」

「扶養規則」は、本稿第 I 章第 2 節（2）で述べたように、同規則第 3 条 c 号により、離婚裁判所が扶養事案についても管轄を有することを原則として認めている。しかし、離婚裁判の管轄が「残余管轄」により一方当事者のドミサイルまたは国籍によって成立している場合には、扶養事案の管轄を認めていない（同条 c 号但書き）。その場合には扶養事案は他国の裁判所に係属することになる。ただし当事者の管轄合意が一定の範囲で認められているため（4 条）、当事者の合意によって、離婚裁判と同じ裁判所での扶養事案の審理を可能とする方途はないではない。

### 3) 「夫婦財産制規則提案」

「夫婦財産制規則提案」は、本稿第 III 章第 1 節（2）で述べたように、

---

(151) 前掲注(72)参照。

事案の性質上、離婚等の問題を合わせて一つの裁判所が事案を審理できるよう規定が定められており、「ブラッセル IIbis 規則」の下で離婚管轄を有する裁判所が夫婦財産制の管轄を持つ旨の合意を当事者がすることを認めている（4条）。しかし、このような合意がない場合、夫婦財産制の問題についての管轄は、第5条1項に定められる階層的管轄リストにより決められるため、離婚裁判の管轄とは異なる地に、夫婦財産制の管轄が決定される可能性はある。また連合王国は同提案にオプト・アウトする旨を宣言しているため、連合王国においては同国の裁判管轄規則により判断されることになる。

以上のように、「扶養規則」および「夫婦財産制規則提案」の管轄規則は、離婚裁判の管轄規則である「ブラッセル IIbis 規則」への一定の配慮はなされているが、完全に整合性が取れているわけではない。

## 2. 「ローマ III 規則」「扶養規則」「夫婦財産制規則提案」における準 拋法ルール

管轄の問題がうまくクリアできて、1つの裁判所に離婚の紛争の全ての争点が係属することとなっても、なお問題が生じうることが指摘されている。<sup>(152)</sup> 「ローマ III 規則」, 「扶養規則」, 「夫婦財産制規則提案」の準拋法ルールは、それぞれ異なる連結点に基づいているため、各々の争点に異なる法が適用される可能性があるからである。そのため、1つの法体系の下では起こりえないような法的効果を導くことになりかねない。

### 1) 「ローマ III 規則」<sup>(153)</sup>

離婚の準拋法を定める「ローマ III 規則」は、第5条において、両当事者の準拋法合意を認めている。ただし同条1項により、その選択は次の法

(152) Maebh Harding supra note 16, 219.

(153) 日本語の文献として、林・前掲注(140), 55-57頁。

に限定されている。すなわち①合意時における夫婦の共通常居所地法（a号）、②夫婦の最後の共通常居所地で、夫婦の一方が合意時になお居住している地の法（b号）、③合意時の夫婦の一方の本国法（c号）、④法廷地法（d号）である。

さらに当事者の法選択がない場合について、第8条は変更可能な連結点の下で、段階的な準拠法規定をおく。すなわち①裁判所が受訴した時点の夫婦の共通常居所地法（a号）、それがなければ、②夫婦の最後の共通常居所地で、裁判所の受訴時までに1年が経過しておらず、かつ受訴時に夫婦の一方がなおその地に居住している場合にはその地の法（b号）、それがなければ、③裁判所の受訴時の夫婦の共通本国法（c号）、それがなければ、④法廷地法（d号）が準拠法となる。<sup>(154)</sup>このように、「ローマ III 規

---

(154) [2010] OJ L 343/10.

**Article 5: Choice of applicable law by the parties**

1. The spouses may agree to designate the law applicable to divorce and legal separation provided that it is one of the following laws:

- (a) the law of the State where the spouses are habitually resident at the time the agreement is concluded; or
- (b) the law of the State where the spouses were last habitually resident, in so far as one of them still resides there at the time the agreement is concluded; or
- (c) the law of the State of nationality of either spouse at the time the agreement is concluded; or
- (d) the law of the forum.

**Article 8: Applicable law in the absence of a choice by the parties**

In the absence of a choice pursuant to Article 5, divorce and legal separation shall be subject to the law of the State:

- (a) where the spouses are habitually resident at the time the court is seized; or, failing that
- (b) where the spouses were last habitually resident, provided that the period of residence did not end more than 1 year before the court was seized, in so

則」の下での準拠法は、変更可能な連結点に基づいているため、夫婦の通常居所地が変更されれば、彼らの離婚準拠法もまた変更される。夫婦の婚姻挙行地がどこであったかにも関係しない。<sup>(155)</sup>

なお準拠法は、「ローマ III 規則」に参加していない加盟国の法のみならず、EU 非加盟国の法になることもありうる<sup>(156)</sup>（4条）。

ちなみに、上述したように「ローマ III 規則」に参加しているのは EU 加盟国のうち16カ国のみであり、残りの12カ国においては各国の国際私法によって準拠法が決定されるため、離婚の準拠法ルールは統一が取れているという状況とは言えない。

## 2) 「扶養規則」

「扶養規則」の準拠法ルールは、第 I 章第 2 節（3）で述べたように「2007年ハーグ議定書」を援用している。両当事者の準拠法合意がない場合について、同議定書第 3 条の下での一般則は、扶養権利者の常居所地法を準拠法とするというものである。これもまた変更可能な連結点であり、扶養権利者が常居所地を変更すれば準拠法も変更される。

## 3) 「夫婦財産制規則提案」

「夫婦財産制規則提案」は、第 III 章第 1 節（3）で述べたように、夫婦財産制を規律する準拠法につき当事者の準拠法合意を一定の範囲で認めて

---

far as one of the spouses still resides in that State at the time the court is seized; or, failing that

(c) of which both spouses are nationals at the time the court is seized; or, failing that (d) where the court is seized.

(155) Maebh Harding, *supra* note 16, 219.

(156) [2010] OJ L 343/10.

### **Article 4: Universal application**

The law designated by this Regulation shall apply whether or not it is the law of a participating Member State.

いる（16条）。両当事者の準拠法合意がない場合の準拠法については、段階的連結規定がおかれ、その一番目の準拠法候補は、両当事者の婚姻後の最初の共通常居所地法となる（17条）。これは変更不可能なあるいは固定されたシステムであり、準拠法は夫婦がある加盟国から他の加盟国へ移住したとしても変更されない<sup>(157)</sup>。

#### 4) 問題点

Harding は、上記の3つの規則・提案の準拠法ルールを合わせて読むと、次のようなケースも起こりうると指摘する。すなわち、①夫婦の最後の共通常居所地法が「離婚」の準拠法となり（「ローマ III 規則」8条 b号）、②扶養債権者の現在の常居所地法が「扶養」の準拠法となり（「2007年ハーグ議定書」3条1項）、③夫婦の最初の共通常居所地法が「夫婦財産制」の準拠法となる（「夫婦財産制規則提案」17条 a号）<sup>(158)</sup> ようなケースである。

特に、準拠法合意がない場合においては、変更可能な連結点を定める「ローマ III 規則」および「扶養規則」と、変更不可能な連結点を定める「夫婦財産制規則提案」との間で、異なる準拠法が適用される可能性が高くなることが予想される。Harding も、夫婦が一つの国から他の国へ移動した場合に、「夫婦財産制」と「扶養」の準拠法の間で切断が生じ、異なる準拠法を適用することになるだろうと指摘する。そして、離婚の財産的結果に対して、異なる準拠法を適用することは、両当事者の期待に極めて反することにもなりうると批判する<sup>(159)</sup>。

(157) Maebh Harding, supra note 16, 220.

(158) Ibid.

(159) Ibid. Harding の批判はコモン・ローの視点に立ったものであり、夫婦間の財産問題に関して、このような分断的な準拠法を適用することは、コモン・ローの政策目的である、「パッケージタイプ」のシステム、つまり婚姻の財産的結論についての紛争がある場合には、全ての当事者は、彼らが婚姻した時点で署名した財産的支援のレベルをコモン・ロー・システム

他方で、これら3つの規則・提案は、それぞれ当事者の準拠法選択を認めているため、夫婦が、準拠法の合意によって、離婚手続きに伴う財産的問題の準拠法が分断化することを回避することは可能である。しかしながら3つの規則・提案は、当事者の準拠法選択についてそれぞれ異なる制限を課しているため、準拠法の分断化回避を目的とする場合、準拠法を選択肢は狭まることになる。例えば、「準拠法指定時における一方当事者の常居所地法」は、「扶養」の準拠法（「扶養規則」（議定書8条b号））および「夫婦財産制」の準拠法（「夫婦財産制規則提案」（16条b号））としては選択できるが<sup>(160)</sup>、離婚の準拠法として「ローマIII規則」の下で選択することはできない<sup>(161)</sup>。

また、上述したように、準拠法に関するこれらのEU規則・提案は、適用されないEU加盟国の数が多く、状況を一層複雑化させている。

### 3. 断片化された立法作業のもたらした問題

上述のような、EU規則・提案の規定の間で複雑な様相が生じているのは、EU規則の立法作業が断片的に進められたからに他ならない。Fioriniは、このように国際家族法に関する立法作業が断片化（atomisation）された理由としては、これらの争点を個別に扱う方が、家族法のより広い分野において作業を企画するよりも、加盟国のコンセンサスを得るのが容易であったからとしか説明できないと述べ、次のように批判している<sup>(161)</sup>。

断片化した作業の結果、同じ問題に対して異なる観点から国際私法ルー

---

の下で保持されることを保証するというシステムを無視するという点を強調している。Ibid.

(160) Ibid, 221.

(161) Aude Fiorini, "Rome III – A Step Too Far in the Europeanisation of Private International Law?" (2008) 22 International Journal of Law, Policy and the Family 178, 195-196.

ルが適用される可能性を招くこととなり、必然的に状況を複雑化させた。離婚、夫婦財産制など問題の各カテゴリーについて、それぞれを個別に見た場合には、最も適した連結点を選択されることになるからである。例えば、離婚の決定は、現在の共通常居所地がとても適正であると考えられるかもしれない。しかし、この連結点は両配偶者の夫婦財産制の問題には適切でない可能性が高い。法的確実性や予測可能性を損なうため、この問題を規律する法は、当事者の居住地が変わる度に変更されるべきではないからである。しかしながら、もしも離婚と夫婦財産制の問題が同じ規則の中で一緒に扱われたなら、より広いカテゴリーで離婚の原因や結果をとらえれば異なる連結点を定めることになることが、少なくとも認識はされたであろう。これに対して、個々の問題ごとに別個に作業を進めれば、同じ管轄規則および準拠法ルールが考案されることは起こりにくいし、規則相互間で真の協力がなされない限りは、起こりうる管轄の衝突がどのように解決されるのかも明確にならない。たとえ紛争の全ての観点をただ1つの裁判所が扱うと仮定しても、準拠法ルールが一致しなければ、問題の異なる観点ごとに異なる法が規律することになる可能性がある。<sup>(162)</sup>

Hardingもまた、現行のEU規則・提案のように、離婚の手続きを3つの争点（離婚、扶養、夫婦財産制）に切り分けることは、必然的に、国境を越えた離婚に巻き込まれた配偶者に複雑な状況をもたらす結果となるとして懸念を示し、これらの規則相互の協調が、明らかに必要であると主張する。<sup>(163)</sup>

## V. EU 非加盟国からの視点

国際家族に関するEU規則の立法作業が断片化して進められた結果とし

(162) Ibid.

(163) Maebh Harding, *supra* note 16, 221.



て、EU 加盟国内での規則の相互関係が複雑化している中、EU 外の非加盟国にこれらの規則がどのように影響するのかを的確に把握するのは、さらに困難な状況となっている。本章では、EU 規則のわが国を含む EU 非加盟国への影響について、すでに EU 規則として成立している「扶養規則」を中心に、2015年2月27日に取りまとめられたわが国の「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案<sup>(164)</sup>」での議論にも触れつつ、主要な点を挙げて考察したい。

## 1. EU 非加盟国に常居所を有する当事者への EU 規則の適用

### (1) 「扶養規則」

EU 非加盟国の視点から見れば、「扶養規則」の地理的適用範囲が EU 加盟国内に限定されず、その管轄規則が、EU 非加盟国に常居所を有する被告に対しても適用されることは、極めて注目されることだと言えよう(同規則 Recital 15)。同規則は、その準拠法ルールを除いて、EU の全ての加盟国に適用されるため、EU 加盟国の裁判所における扶養事案の国際裁判管轄は、すべてこの「扶養規則」によって決定されることとなる。したがって、EU 加盟国に常居所を有する当事者との間で扶養問題が浮上する場合には、わが国を含む EU 非加盟国に常居所を有する当事者にとって、「扶養規則」は極めて重要な意味を持つことになる。

具体的には、例えば扶養債権者が EU 加盟国に常居所を有していれば、日本など EU 非加盟国に常居所を有する被告すなわち扶養債務者に対する扶養請求につき、当該 EU 加盟国裁判所が管轄を有することになる(3条 b 号)。そして、当該加盟国が連合王国またはデンマークであれば、それぞれの国の国際私法に従い準拠法が決定され、両国以外の国で裁判が開始

(164) 「人事事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案」

<<http://www.moj.go.jp/content/001141605.pdf>> より入手可。

した場合には、「2007年ハーグ議定書」に定められた準拠法ルールが適用されることになる。さらに、EU加盟国裁判所で下された判決は、他のEU加盟国において原則として自動的に承認・執行されることになる。

## (2) 「ブラッセル IIbis 規則」

ちなみに、EU非加盟国に常居所を有する被告に対してEU規則が適用されるケースは、離婚裁判の管轄規則である「ブラッセル IIbis 規則」の下においても（「残余管轄」でなくとも）起こりうる。例えば、同規則第3条1項a号は、申立人が1年または6か月以上居住していれば、申立人の常居所地に管轄を認めており<sup>(165)</sup>、この場合、相手方はEU非加盟国に常居所を有していても、当該EU加盟国の裁判所に離婚裁判の管轄が認められることになる。そしてさらに、この離婚裁判所に扶養事案が付随して申し立てられれば、当該裁判所はその扶養事案についても管轄を有することになる（「扶養規則」第3条c号）。

以上のように、EU規則の下において、EU非加盟国に常居所を有する当事者が、EU加盟国裁判所での裁判を余儀なくされる場合は、少なくともあり得ると思われる。そこで、そのようなEU加盟国裁判所での裁判管轄を争う方途としてのフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay の可否が問題となる。

---

(165) 申立人が当該加盟国の国民であるか、または連合王国およびアイルランドについては当該国のドミサイルを有している場合には、6か月の居住期間を要し、それ以外の場合には1年の居住期間を要する。前掲注(72)参照。

## 2. フォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay

### (1) EU 規則の下での stay の可能性

EU 規則の下でフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay が可能か否かについては、これまで長い議論がなされてきたが、本稿第Ⅱ章第3節で述べたように、「ブラッセル I Recast」における改正をきっかけに、家族法事案においても、EU 非加盟国裁判所との間で訴訟競合の状態になっている場合については、EU 加盟国裁判所は一定の場合に stay をすることが認められる可能性が出てきたといえよう。EU 加盟国での判例は、イングランド裁判所の Mittal 判決のように、これまでのところ「ブラッセル IIbis 規則」の下での、離婚裁判における stay が認められたもののみであるが、「扶養規則」の下においても同様の議論は可能であると思われる。ただしいずれの場合においても、すでに EU 非加盟国に訴訟係属していることが必要であり、さらに前訴裁判所である EU 非加盟国裁判所（例えば日本の裁判所）が「より適切な法廷地」であることを主張する必要があるとされる。

### (2) わが国の「中間試案」の国際裁判管轄規則における具体例

それではわが国との間ではどのようなケースが想定されるのか。このほど取りまとめられた「中間試案」に提示されている「離婚」と「扶養」の国際裁判管轄規則に基づき、具体的なケースを考えてみる。

1) まず離婚裁判の場合、上述したように「ブラッセル IIbis 規則」第3条1項 a 号は、申立人が1年または6か月居住すれば申立人の常居所地に管轄を認めており、他方、日本でも「中間試案」において、一定の条件のもとに原告の住所地に基づき離婚の国際裁判管轄を認めている。<sup>(166)</sup>したがっ

(166) 「中間試案」前掲注(164)、第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律 1 婚姻・離婚に関する訴えの国際裁判管轄 甲案②③、乙案①

て、例えば夫がイングランドに、妻が日本にそれぞれ居住する形で国際別居した夫婦の離婚裁判において、イングランドに常居所を有する夫が日本に居住する妻に対する離婚裁判をイングランド裁判所に起こし、日本の裁判所で妻が夫に対する離婚裁判を起こして訴訟競合の状況になることはあり得る。その場合、妻の日本での離婚の訴えが先に係属しており、また例えば夫婦の最後の共通常居所地が日本で、妻が「中間試案」の甲案③に基づき日本で訴えを提起していたなどの状況があれば、日本が「より適切な法廷地」であることを主張して、イングランド裁判所の裁判の stay が認められる可能性はあり得ると言えよう。

2) 次に扶養請求について考えると、EUの「扶養規則」は第3条の下で、選択的に①被告の常居所地の裁判所(a号)、または②扶養権利者の常居所地の裁判所(b号)に管轄を認めており、他方、日本では「中間試案」において、①扶養義務者の住所地、または②扶養権利者の住所地に管轄を認めている<sup>(167)</sup>。例えば日本に住所を有する扶養義務者(夫)に対して、イングランドに常居所を有する扶養債権者(妻)が日本で扶養申立てをし、これに対して夫がイングランド裁判所に、扶養債権者(あるいは被告)たる妻の常居所地を管轄原因として、妻を相手方とする申立てをして訴訟競合になるということは考えられる。その場合、日本での扶養申立てがイングランドでのそれよりも先になされており、日本が「より適切な法廷地」であることがイングランド裁判所に認められれば、同裁判所の裁判の stay が認められる可能性はあり得よう。

---

など。1-2頁。

(167) 「中間試案」前掲、第1 単位事件類型に応じた国際裁判管轄の規律  
9. 扶養関係事件の国際裁判管轄 12頁。

### (3) わが国の「中間試案」における訴訟競合の取り扱いとの関係

ところで、わが国の「中間試案」においては、訴訟競合についてはいわゆる「承認予測説」をとる甲案と、規定をおかないとする乙案とが併記されている<sup>(168)</sup>。訴訟競合を規律する甲案であっても、「承認予測説」を前提とした規定であるため、外国での訴訟が先に係属していることが条件となる。これに対し、上述のように、EU 規則の下で現在議論されているフォーラム・ノン・コンビニエンスに基づく stay の可否は、EU 加盟国裁判所よりも先に、EU 非加盟国裁判所（例えばわが国の裁判所）で訴訟が係属していることが前提となっている。したがって EU 加盟国裁判所と日本の裁判所との間で訴訟競合となった状況であっても、どちらに先に訴訟係属したかによって、両者のいずれの規律が適用されるかは異なってくる。すなわち、上に挙げた 1) および 2) のケースのように、日本での裁判が先に始まった場合で、「中間試案」の甲案の下でも規律の対象とならない訴訟競合の状況であっても、並行訴訟が係属しているのが EU 加盟国裁判所であれば、同裁判所に stay を申し立て、訴訟競合の状況を解消できる可能性があることになる。

訴訟経済に反する二重訴訟や矛盾した判決による混乱を防止する意味で、訴訟を 1 つにまとめることの意義は大きい。甲案が採用され、さらに家族法事案に関する EU 規則の下での stay が可能であることが確立すれば、わが国の裁判所と、EU 加盟国裁判所のいずれに先に訴訟係属がなされていても、「承認予測可能性」あるいは「より適切な法廷地」という一定の条件を満たせば、訴訟を 1 つにまとめることができるという点は指摘できる。

他方でこれは、これらの 2 つの規律の下では、日本に先に訴訟係属して

---

(168) 「中間試案」前掲，第 2 人事訴訟事件等の国際裁判管轄に関する一般的な規律の在り方 8 訴え（申立て）の競合 26頁。

いれば、日本の訴訟が「訴訟競合」を理由に却下されることはないことも意味する。そのため、結果として「早い者勝ち」のルールとなって、日本での訴訟を何としても望む当事者が、日本での駆け込み訴訟を起こすことは懸念されないでもない。家族法事案に関するEU規則の下でのstayの可否については、今後もEUにおいて議論が続くと思われるが、上記の点も念頭に置きつつ、その帰趨に注目したい。

### おわりに

離婚裁判においては、離婚それ自体よりも、それに付随する夫婦間の財産問題が実質的な争点となっている事例が少なくなく、また夫婦財産に関する各国の実質法の差異が大きいことから、より自分に有利な結果を得られる地での裁判を求める当事者のフォーラム・ショッピングの誘因となってきたことは、つとに指摘されてきたことであつた。<sup>(169)</sup> 本稿で取り上げた「扶養規則」および「夫婦財産制規則提案」は、ともに裁判管轄規則、判決の承認・執行規則、準拠法規則をおくことによって、これらの事案についてのEU内の統一規則化を目指したものである。しかしながら、上述したように、断片化した立法作業の結果、その相互関係は複雑化し、また必ずしも規則間の整合性が取れているとはいえない面も見られ、EU外の非加盟国からは、なかなか実態が把握しにくい状況にある。その一方で、「扶養規則」の地理的適用範囲がEU非加盟国をも対象としていることに示されるように、わが国を含むEU非加盟国においても、これらの規則・提案の影響は小さくない。今後「夫婦財産制規則提案」が正式の規則となれば、同規則の下での判例も下され、これら一連の規則の下での議論もより活発に展開されることとなろうが、それらの動向につき、さらに考察を

(169) 例えば Máire Ní Shúilleabháin, *Cross – Border Divorce Law Brussels II bis* (2010) 167-170.

深めたい。

【付記】本稿は JSPS 科研費基盤研究 (C) 23530057 による成果の一部である。

論  
説

夫婦間の財産問題に関するEU国際私法

<別表>

採択日	ブラッセル IIbis 規則	ローマ III 規則	扶養規則	2007年ハーグ議定書	2007年ハーグ条約	夫婦財産制規則提案
採択日	2003年11月27日	2010年12月20日	2008年12月18日	2007年11月23日	2007年11月23日	2011年3月16日上程
発効日	2004年8月1日	2010年12月30日	2009年1月30日	2013年8月1日	2013年1月1日	
適用日	2005年3月1日	2012年6月21日	2011年6月18日	EUでの適用日: 2013年8月1日	EUでの適用日: 2014年8月1日	
対象となる問題	婚姻および親責任の事件に関する国際裁判管轄、判決の承認・執行	離婚の準拠法	扶養義務に関する国際裁判管轄、判決の承認・執行、法的扶助、行政協力、準拠法 (2007年ハーグ議定書を援用)	扶養義務の準拠法	扶養決定の承認・執行、扶養料の回収に関する行政・司法協力、扶養料請求申立てに対する法的支援	夫婦財産制に関する国際裁判管轄、判決の承認・執行、準拠法
参加国	EU加盟国のうちデンマークを除く27か国	16加盟国: オーストリア、ブルガリア、フランス、ハンガリー、イタリア、ルクセンブルク、ルーマニア、スロベニア、スペイン、ドイツ、ベルギー、ラトビア、マルタ、ポルトガル、リトアニア、ギリシア	EU全加盟国28か国 (ただし連合王国・デンマークはハーグ議定書に拘束されない国としての規定が適用される)	EU (連合王国・デンマークを除く)、セルビア	EU (デンマークを除く)、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ノルウェー、ウクライナ	EU (ただし連合王国はオプト・アウト宣言)
管轄	合意なしの場合	(規定なし)	選択的管轄リスト (3条)	(規定なし)	(規定なし)	階層的管轄リスト (5条)
	合意		認められる (4条)			認められる (4条)
承認・執行	合意	(規定なし)	ハーグ議定書に拘束される国で下された判決は 'exequatur' 廃止	(規定なし)	'exequatur' 廃止については触れていない	ブラッセル規則に類似または採用。'exequatur' あり
	合意なしの場合	段階的連結 (8条)	ハーグ議定書の準拠法規定による (連合王国・デンマークは自国の国際私法規定による)	扶養権利者の常居所地法 (3条) + 補充的連結 (4条)	(規定なし)	段階的連結 (17条)
準拠法						
合意		認められる (5条)	同上	認められる (8条)		認められる (16条)



EU Private International Law Relating  
to Financial Issues between Spouses  
—The Interrelation of the EU Regulations  
and the Perspective from Non-EU States—

Yuko Okano

This article is to examine the EU Maintenance Regulation and the Proposal for a Regulation on Matters of Matrimonial Property Regimes, which would deal with the financial issues between spouses.

1. The interrelation of the EU Regulations

There are major differences between the financial provision laws of each country concerning maintenance and marital property. And such differences have been an incentive for the parties to forum shop when they bring a suit for a cross-border divorce. For example, maintenance-debtors would prefer the lawsuit in France, whereas maintenance-creditors are likely to forum shop in England.

To cope up with these situations, Maintenance Regulation and the Proposal for Matrimonial Property Regimes are intended to establish the uniform regulations concerning international jurisdiction, applicable law, and the recognition and enforcement of the judgments on maintenance obligation and marital property. These enacting works have been undertaken following the EU divorce regulations, namely, Brussels IIbis, and Rome III. However, it is pointed out that these three regulations and one proposal have divided one divorce process into three issues: divorce, maintenance, and matrimonial property. It has been criticized that these three issues being taken in isolation, the interrelation of these regulations and the proposal becomes complicated, and would invite a complex situation for spouses involved in a cross-border divorce.

In this article, the relation of the regulations and the proposal will be considered, and it will be pursued where the inconsistency lies.

## 2. The Perspective from Non-EU States

EU regulation will sometimes apply to a party in non-EU States. Especially, Maintenance Regulation expressly states that the circumstance that the defendant is habitually resident in the third State should no longer entail the non-application of EU regulation (Recital 15). Therefore, for example, a maintenance-debtor habitually resident in Japan may be sued in EU State's court by a maintenance-creditor habitually resident there. However, there may be a case where a party would be sued in an inappropriate forum in EU. To deal with such situations, a series of precedents of the English courts granting a discretionary stay under EU regulations will be analyzed. And based on the analysis, it will be considered in which situations EU court could grant a discretionary stay under EU regulations.